

別府大学短期大学部収容定員関係学則変更届出書

令和7年7月24日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名 学校法人別府大学 理事長 二宮滋夫

このたび、別府大学短期大学部の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄							備考		
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者		カッコウホウジシ ヲッパダガク									
フリガナ大学の名称		ベッパダガクタンキダイガクブ									
大学本部の位置		大分県別府市大字北石垣82番地									
大学の目的		建学の精神「真理はわれらを自由にする」に基づき、人間教育を基礎にして、人格の陶冶に努めるとともに実際に即した専門的教育を施しもって、国家・社会の発展に寄与することができる有能な人材を育成することを目的とする。									
新設学部等の目的		別府大学短期大学部初等教育科の入学者数は、200名の入学定員に対し昨年度194名、本年度156名と逡減している。今後、大分県の18歳人口が減少し、保育士・幼稚園教諭の社会的ニーズも縮小すると見込まれること、高校生の四大志向が強まりつつあることなどから、現在の入学定員を充足することが一層難しくなっていくと予想されるため									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地		
	初等教育科	年	人	年次人	人	短期大学士（教育学）	教育学	年 月 第 年次	大分県別府市北石垣82番地		
	計	2	180 (200)	－	360 (400)			令和8年4月 第1年次			
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		令和8年4月 収容定員変更予定 別府大学食物栄養科学部発酵食品学科 （△10）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計						
	看護学部 看護学科										
学部等の名称				基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
				教授	准教授	講師	助教	計			
新設分	初等教育科	人 13 (13)	人 6 (6)	人 6 (6)	人 2 (2)	人 27 (27)	人 0 (0)	人 21 (21)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 9人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	6 (6)	6 (6)	2 (2)	27 (27)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	13 (13)	6 (6)	6 (6)	2 (2)	27 (27)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、 b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	13 (13)	6 (6)	6 (6)	2 (2)	27 (27)					
	計	13 (13)	6 (6)	6 (6)	2 (2)	27 (27)	0 (0)	21 (21)			
既設分	食物栄養科	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	3 (3)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	小計（a～b）	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、 b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計（a～d）	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)					
	計	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	－ (－)			

合 計			19 (19)	9 (9)	6 (6)	2 (2)	36 (36)	0 (0)	－ (－)				
職 種			専 属			その他		計					
事 務 職 員			人			人		人					
			15 (15)			0 (0)		15 (15)					
技 術 職 員			0 (0)			0 (0)		0 (0)					
図 書 館 職 員			1 (1)			9 (9)		10 (10)					
そ の 他 の 職 員			1 (1)			0 (0)		1 (1)					
指 導 補 助 者			0 (0)			0 (0)		0 (0)					
計			17 (17)			9 (9)		26 (26)					
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		別府大学（必要面積21,740㎡）と共用		
	校 舎 敷 地		22,628㎡		62,459㎡		5,483㎡		90,570㎡				
	そ の 他		0㎡		10,473㎡		3,036㎡		13,509㎡				
	合 計		22,628㎡		72,932㎡		8,519㎡		104,079㎡				
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		別府大学（必要面積15,039㎡）と共用		
			14,302㎡ (14,302㎡)		8,496㎡ (8,496㎡)		29,376㎡ (29,376㎡)		52,174㎡ (52,174㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室		室		教 員 研 究 室		室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕冊		電子図書 〔うち外国書〕冊		学術雑誌 〔うち外国書〕種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕種		機械・器具 点	標本 点	
	計												
スポーツ施設等			スポーツ施設 ㎡			講堂 ㎡			厚生補導施設 ㎡			大学全体 厚生補導施設	
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	学生1人当たり納付金は、 上から食物栄養科、初等教育科			
		教員1人当り研究費等		250千円	250千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
		共同研究費等		300千円	300千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
		図 書 購 入 費	500千円	500千円	500千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
		設 備 購 入 費	1,000千円	1,000千円	1,000千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
	学生1人当り 納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
				1,120千円	920千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
				1,100千円	900千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円	－ 千円				
	学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、特定公益増進法人（学校法人）に対する寄附金、学園全体の資産運用収入等を充当する。									
	大 学 等 の 名 称別府大学、別府大学短期大学部												
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号		収 容 定 員 充 足 率	開設 年度	所 在 地		
			年	人	年次 人	人			倍		大分県別府市大字北 石垣82番地 令和7年度入学定員 減 (1820人) 令和7年度入学定員 減		
	文学部								0.98 ≪0.96≫				
	国際言語・文化学科		4	80	－	380	学士（文学）	0.85 ≪0.83≫	平成 21年度				
	史学・文化財学科		4	100	－	400	学士（文学）	0.97 ≪0.94≫	平成 21年度				
	人間関係学科		4	70	－	280	学士（文学）	1.18 ≪1.17≫	平成 12年度				
	食物栄養科学部								0.79 ≪0.78≫				
	食物栄養学科		4	60	7	284	学士（栄養学）	0.92 ≪0.91≫	平成 14年度				
	発酵食品学科		4	50	－	200	学士 （食物バイオ学）	0.61 ≪0.60≫	平成 21年度				
	国際経営学部								0.98 ≪0.97≫				
国際経営学科		4	100	－	400	学士（経営学）	0.98 ≪0.97≫	平成 21年度					

既設大学等の状況	看護学部						1.03 《1.03》		
	看護学科	4	80	—	80	学士（看護学）	1.03 《1.03》	令和7年度	
	<大学院>								
	文学研究科								
	日本語・日本文学専攻 博士前期課程 （修士課程）	2	10	—	20	修士（文学）	0 《0》	平成10年度	
	日本語・日本文学専攻 博士後期課程	3	3	—	9	博士（文学）	0 《0》	平成12年度	
	史学・文化財学専攻 博士前期課程 （修士課程）	2	10	—	20	修士（文学）	0.40 《0.35》	令和3年度	
	史学・文化財学専攻 博士後期課程	3	3	—	9	博士（文学）	0.22 《0》	令和3年度	
	臨床心理学専攻 修士課程	2	10	—	20	修士（文学）	0.70 《0.70》	平成16年度	
	食物栄養科学研究科								
附属施設の概要	食物栄養学専攻 修士課程	2	10	—	20	修士（栄養学）	0.20 《0.15》	平成18年度	
	<短期大学部>								
	食物栄養科	2	40	—	90	短期大学士（栄養学）	0.84 《0.83》	昭和29年度	令和7年度入学定員減 （△10人）
	初等教育科	2	200	—	400	短期大学士（教育学）	0.87 《0.86》	昭和29年度	
附属施設の概要		名 称：幼児・児童教育研究センター 所在地：大分県別府市大字北石垣82番地				昭和56年4月	目的 幼児・児童の研究及びそれに基づく実践的研究を推進し、専門性にすぐれた教師、保育士の養成に努め、あわせて教育及び研究に関する資料の充実を図り、地域における幼児・児童教育の向上に資することを目的とする。 規模等：42㎡		
		名 称：別府大学メディア教育・研究センター 所在地：大分県別府市大字北石垣82番地				平成18年4月	目的 情報教育と教育の情報化、学術の情報処理、情報通信技術に関する研究及び支援、メディア教材の開発及び支援、学内外に提供する情報サービスシステムの研究及び開発、本学のネットワークの管理運営並びにネットワークに関する技術指導及びセキュリティ全般に関すること、情報通信技術を利用した地域連携の推進することを目的とする。 規模等：建物面積1,372㎡		

(1) 都道府県内における位置関係



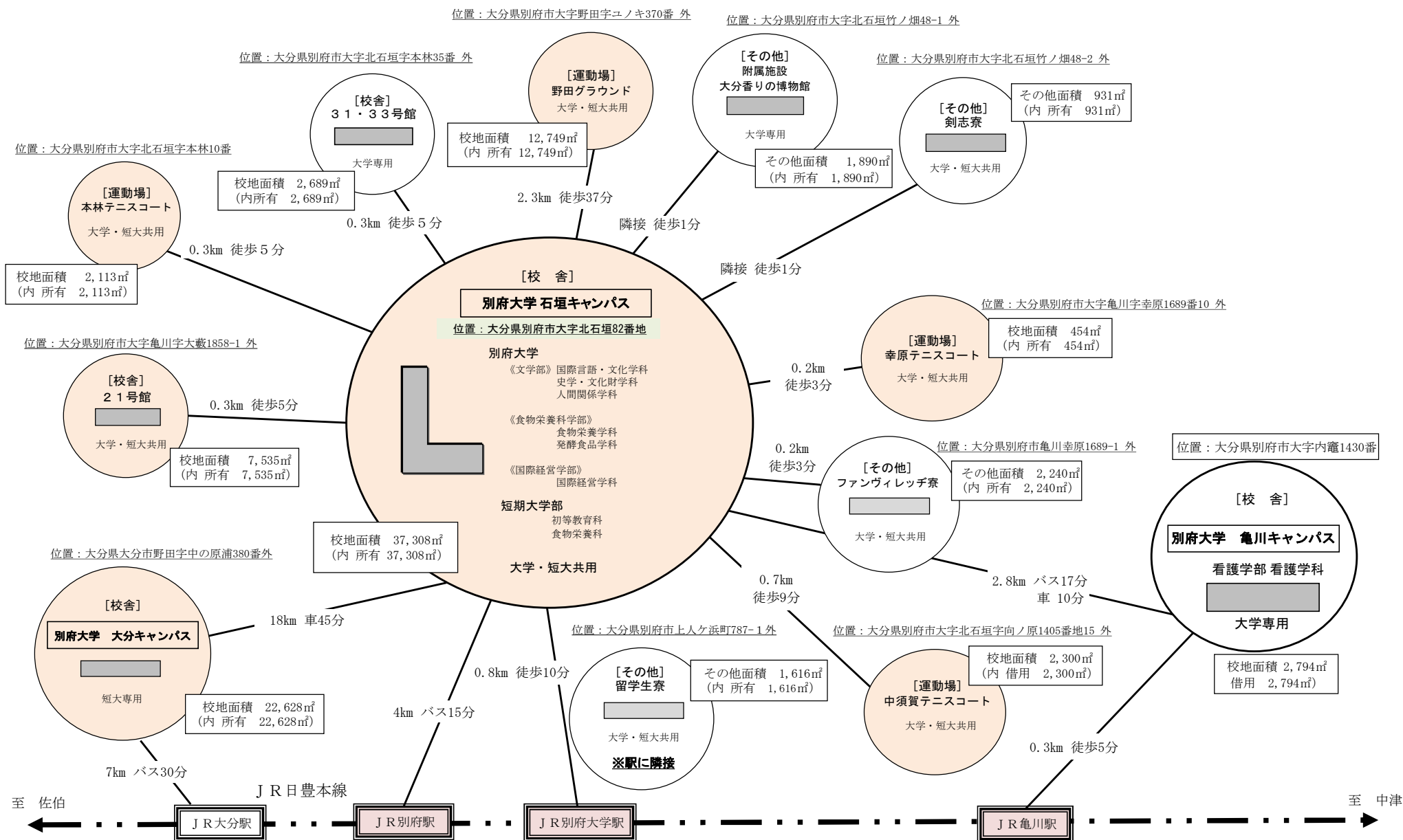
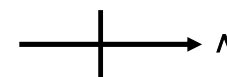
別府大学石垣キャンパス



別府大学大分キャンパス



(2) 最寄駅からの距離、交通機関関係図（及び校舎・運動場等の配置図）



(3) 校舎の配置図(石垣キャンパス)

- 1号館 大学講義室、演習室、研究室、大学事務局
- 2号館 短大講義室、演習室、実験室、実習室、研究室
- 3号館 短大講義室、演習室、研究室、食堂
- 4号館 大学・短大講義室、演習室、実習室
- 14号館 大学講義室、演習室
- 18号館 大学・短大講義室、演習室、実験室、実習室、保健室
- 22号館 大学実験室、実習室、研究室
- 23号館 短大講義室、演習室、実験室、実習室、研究室
- 24号館 大学・短大研究室、図書館、法人事務部
- 25号館 大学・短大講義室、演習室、実験室、実習室、研究室
- 31号館 大学・大学院講義室、演習室、実験室、実習室、研究室、別科
- 32号館 大学講義室、演習室、学生ホール、入試広報課
- 33号館 大学講義室、演習室、実験室、実習室、研究室
- 34号館 大学・短大講義室、演習室、実験室、実習室、研究室、キャリア支援センター
- 35号館 大学講義室、演習室、実験室、実習室、研究室
- 36号館 大学講義室、演習室、実験室、実習室、研究室
- 37号館 大学・短大情報処理教室、講義室、実習室、管理室
- 39号館 大学講義室、演習室、研究室、図書館

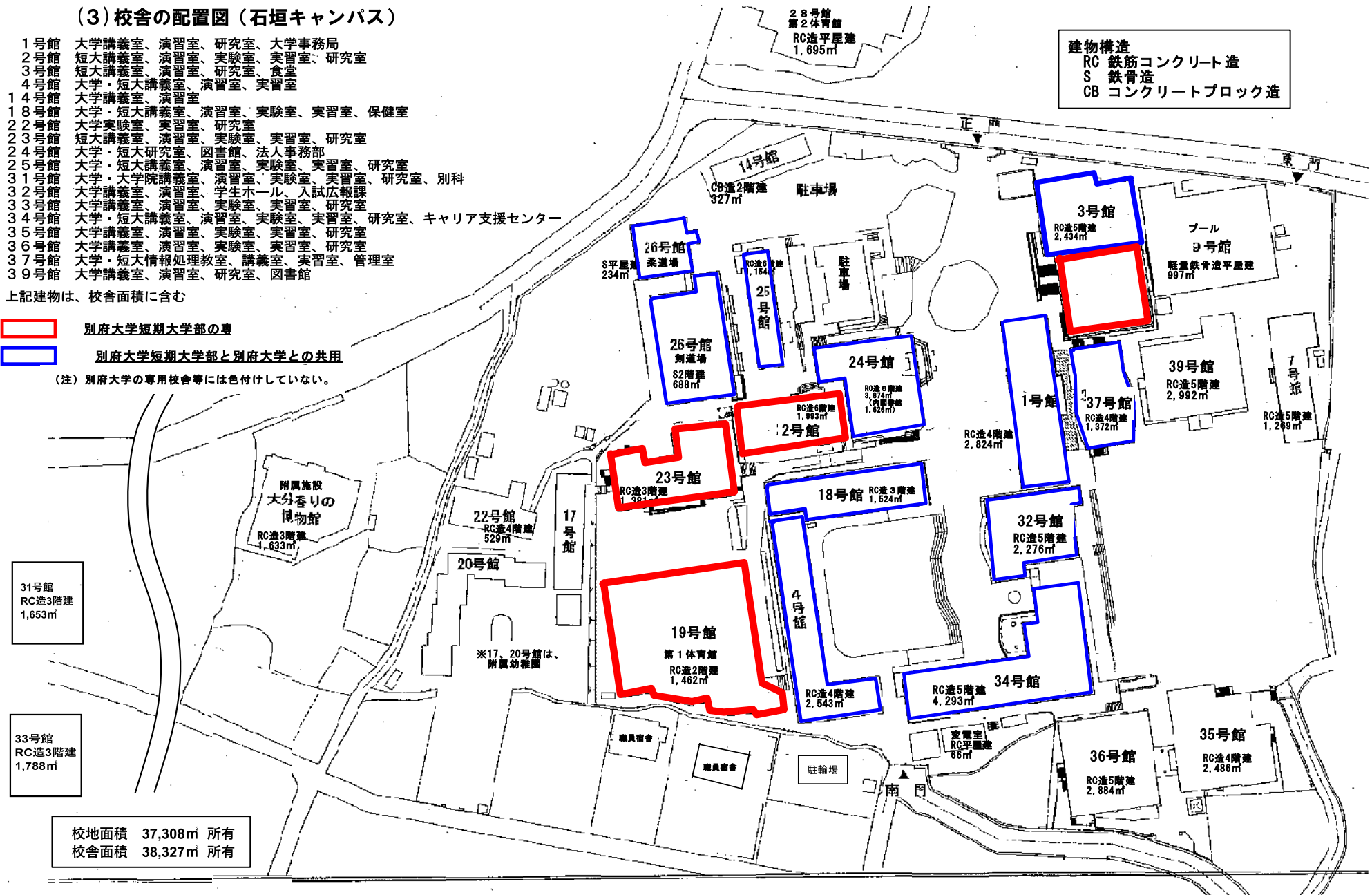
上記建物は、校舎面積に含む



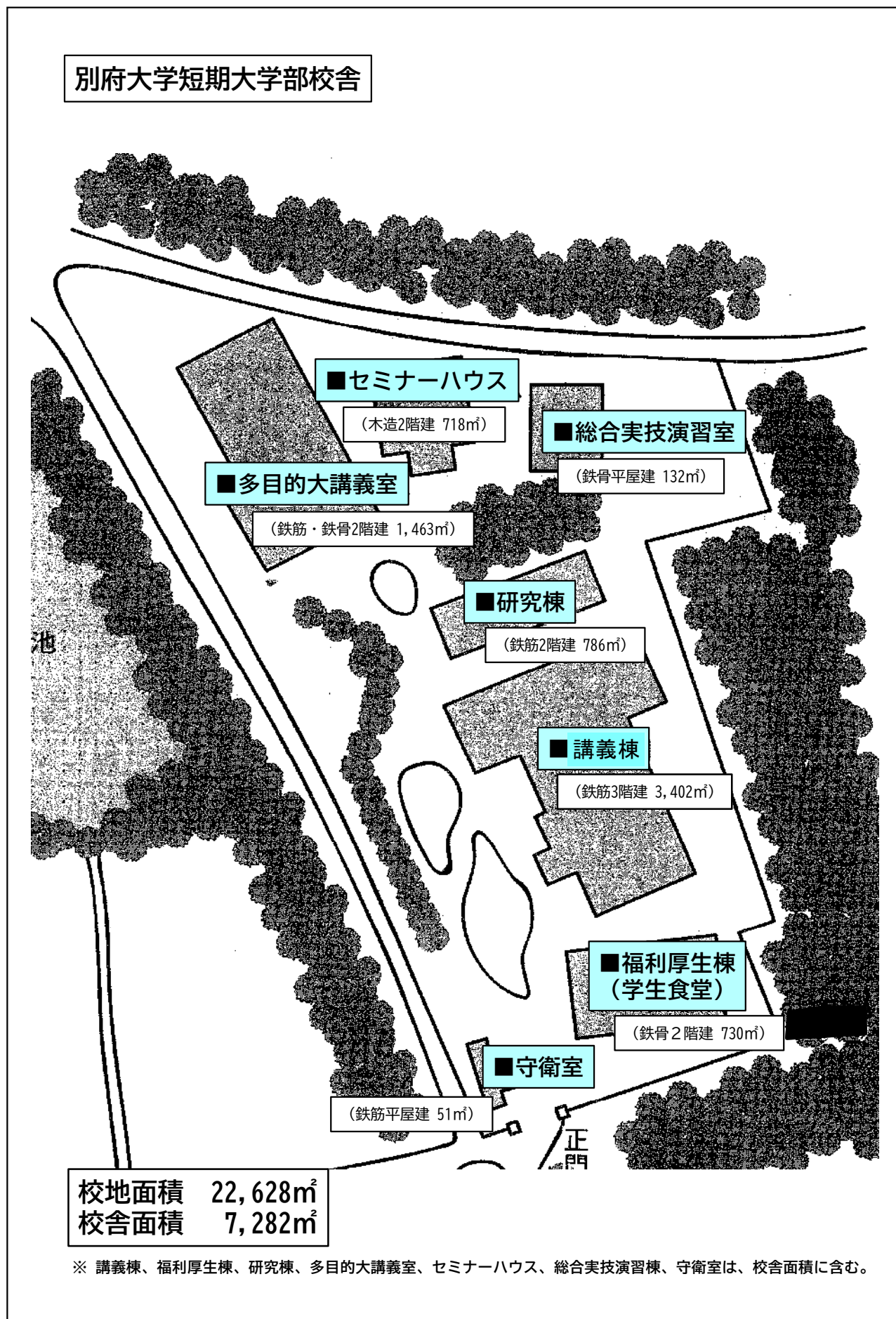
別府大学短期大学の建

別府大学短期大学部と別府大学との共用

(注) 別府大学の専用校舎等には色付けしていない。



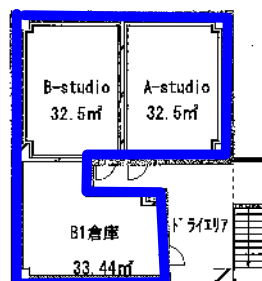
(3) 校舎の配置図（大分キャンパス）



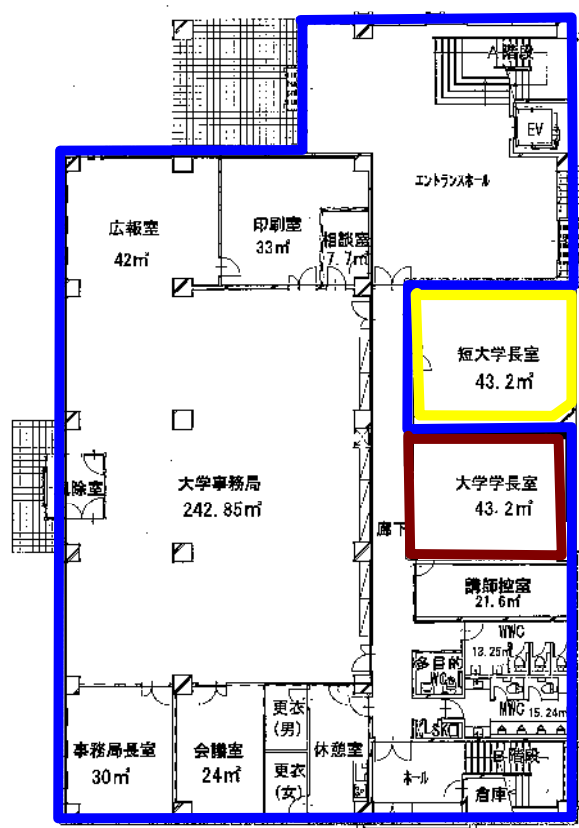
石垣キャンパス

1号館 B1階

- 別府大学短期大学部初等教育科
- 別府大学短期大学部食物栄養科又は専攻科
- 別府大学と別府大学短期大学部と共用
- 別府大学短期大学部の専用
- 別府大学の専用

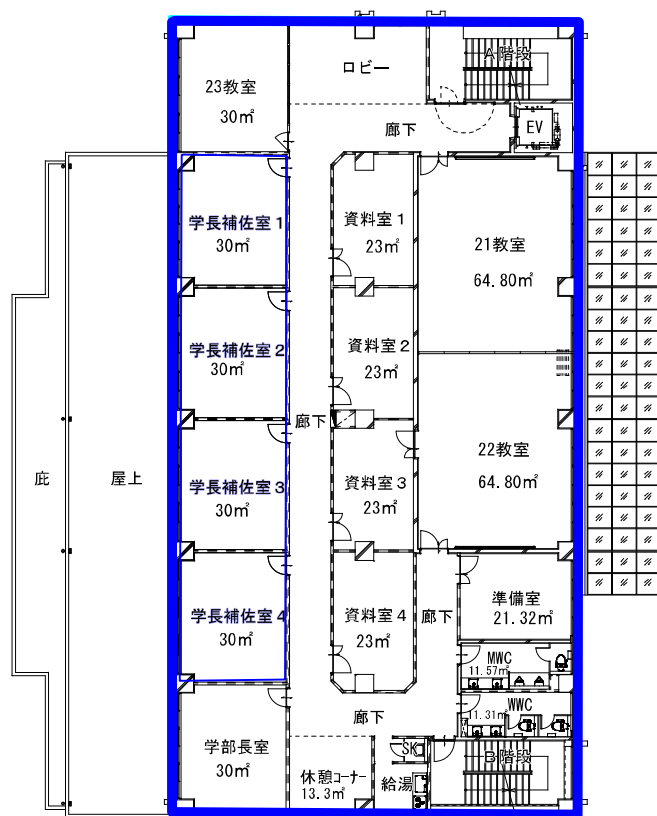


1号館 1階



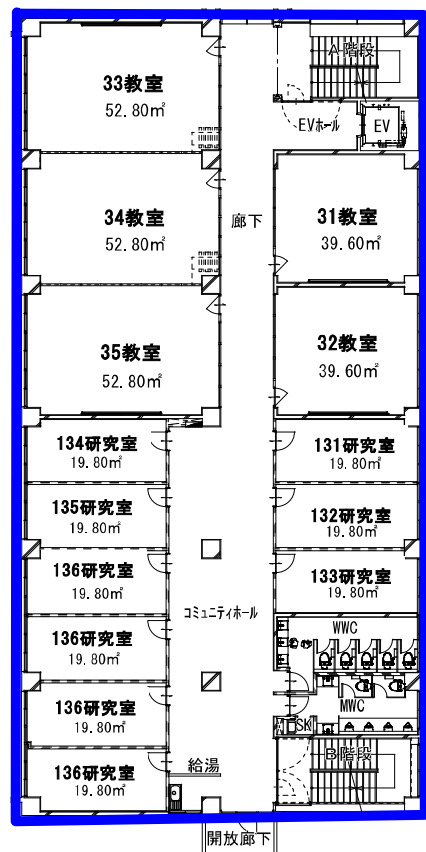
石垣キャンパス

1号館 2階



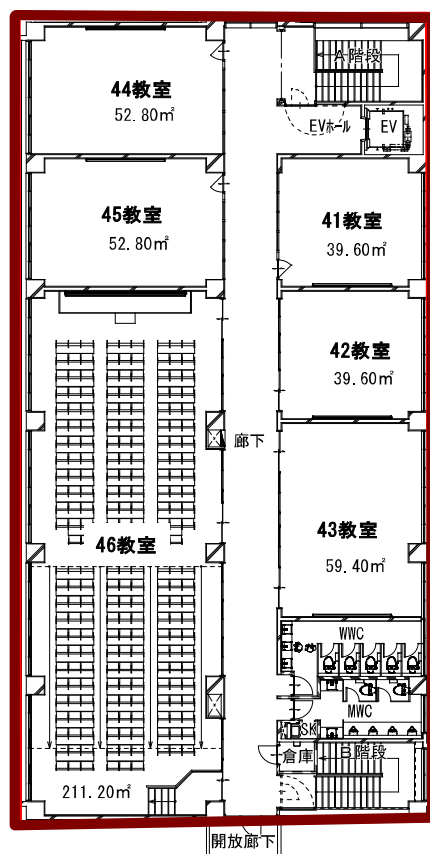
石垣キャンパス

1号館 3階



石垣キャンパス

1号館 4階

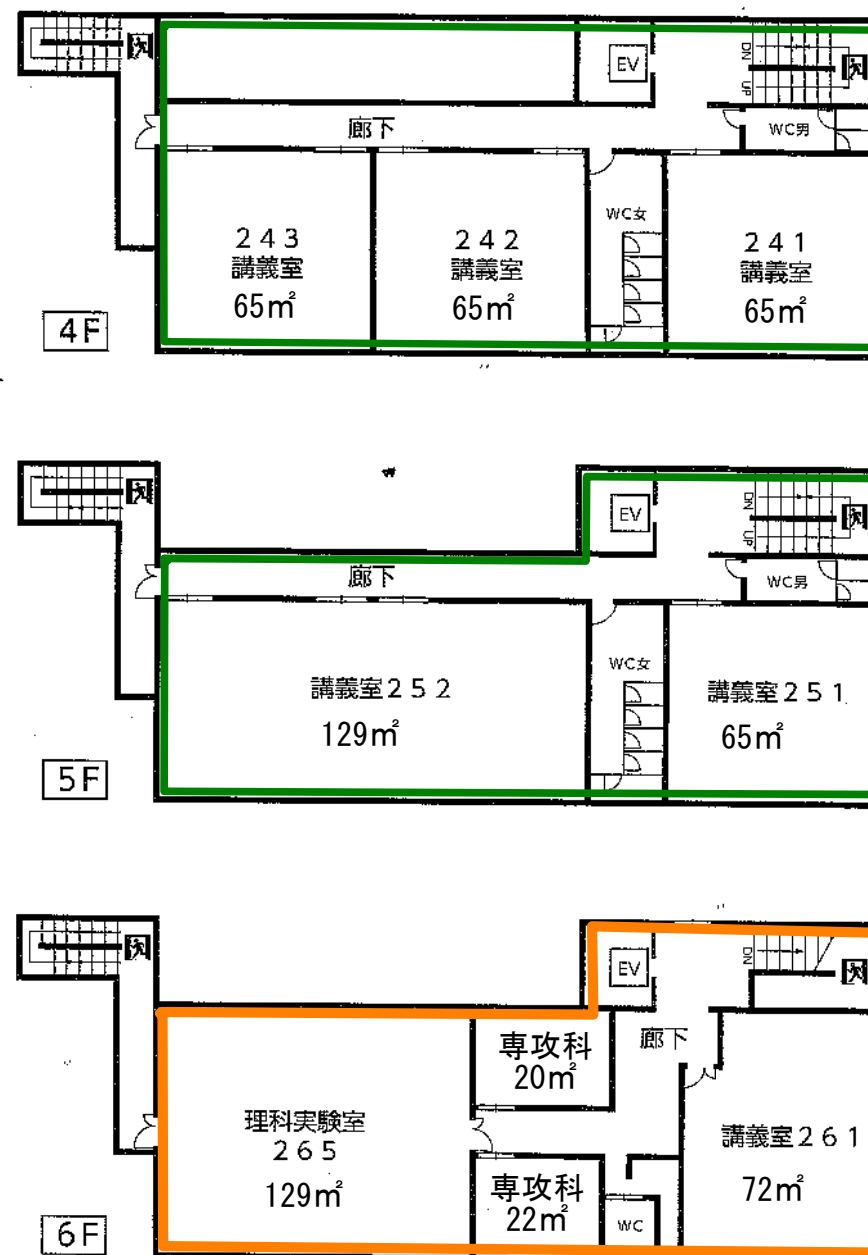
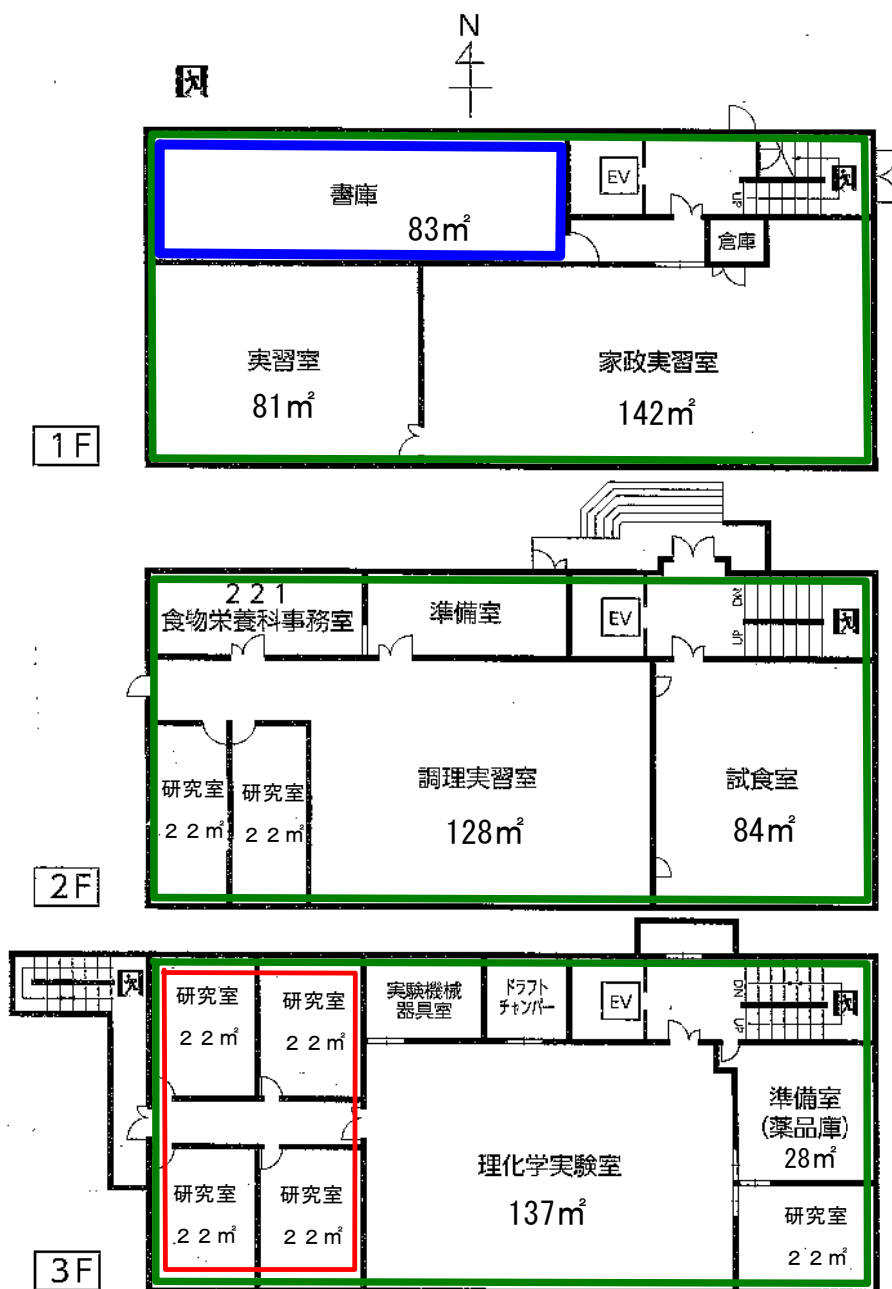


1号館面積

教室	856㎡
研究室	180㎡
事務室、廊下等	1,788㎡
合計	2,824㎡

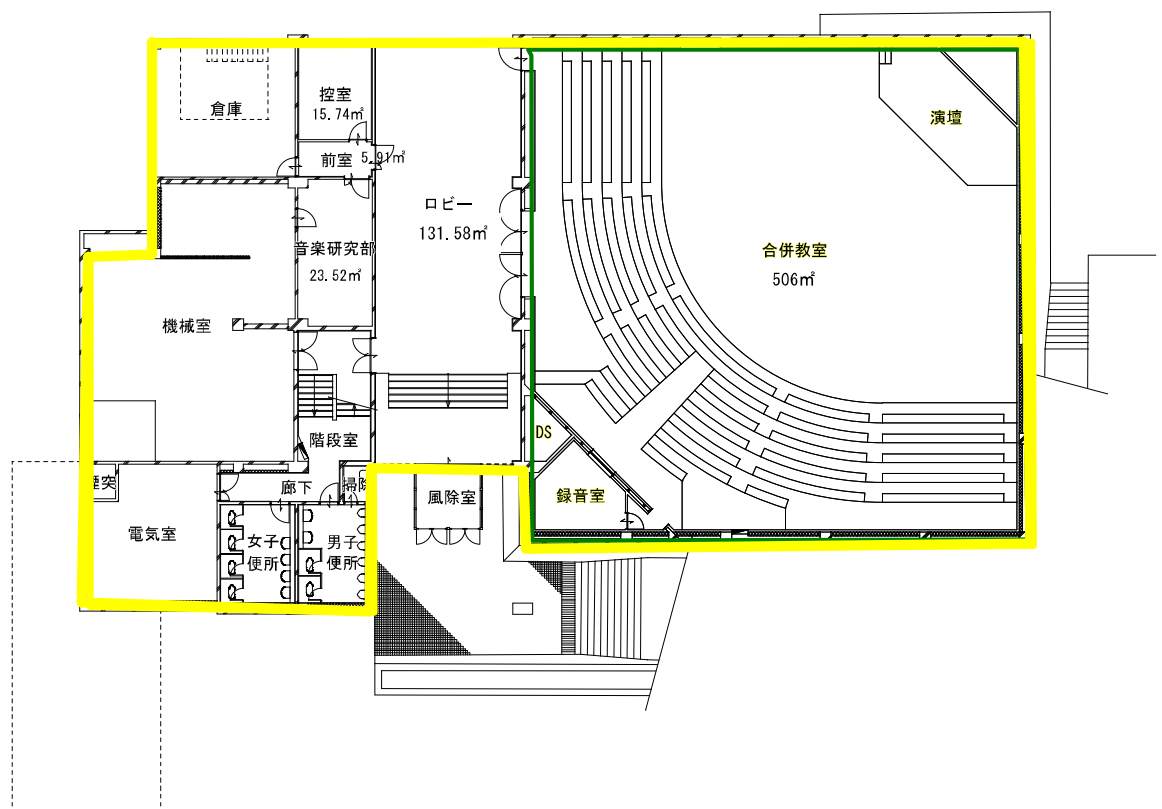
2号館

2号館



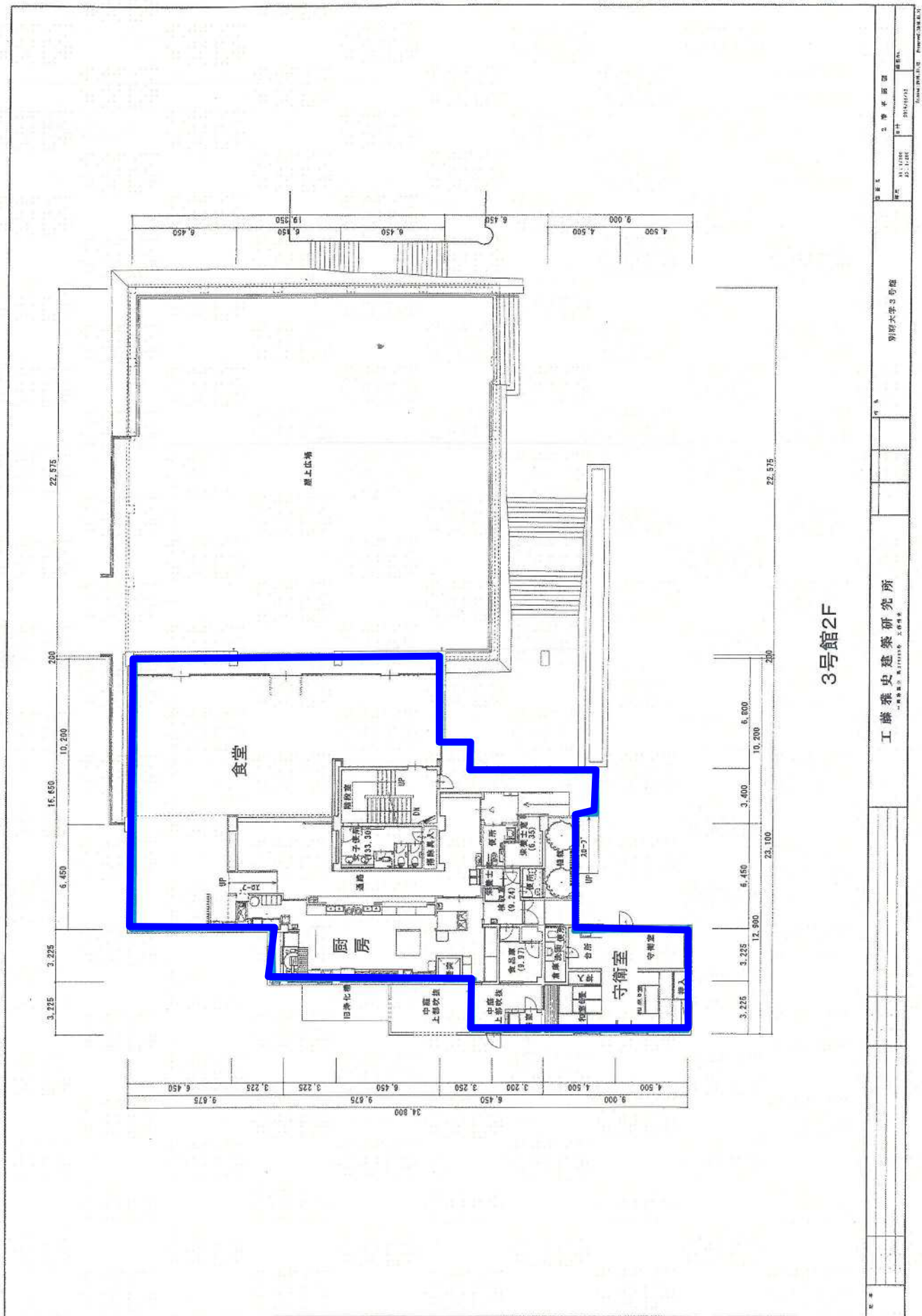
石垣キャンパス

3号館 1階



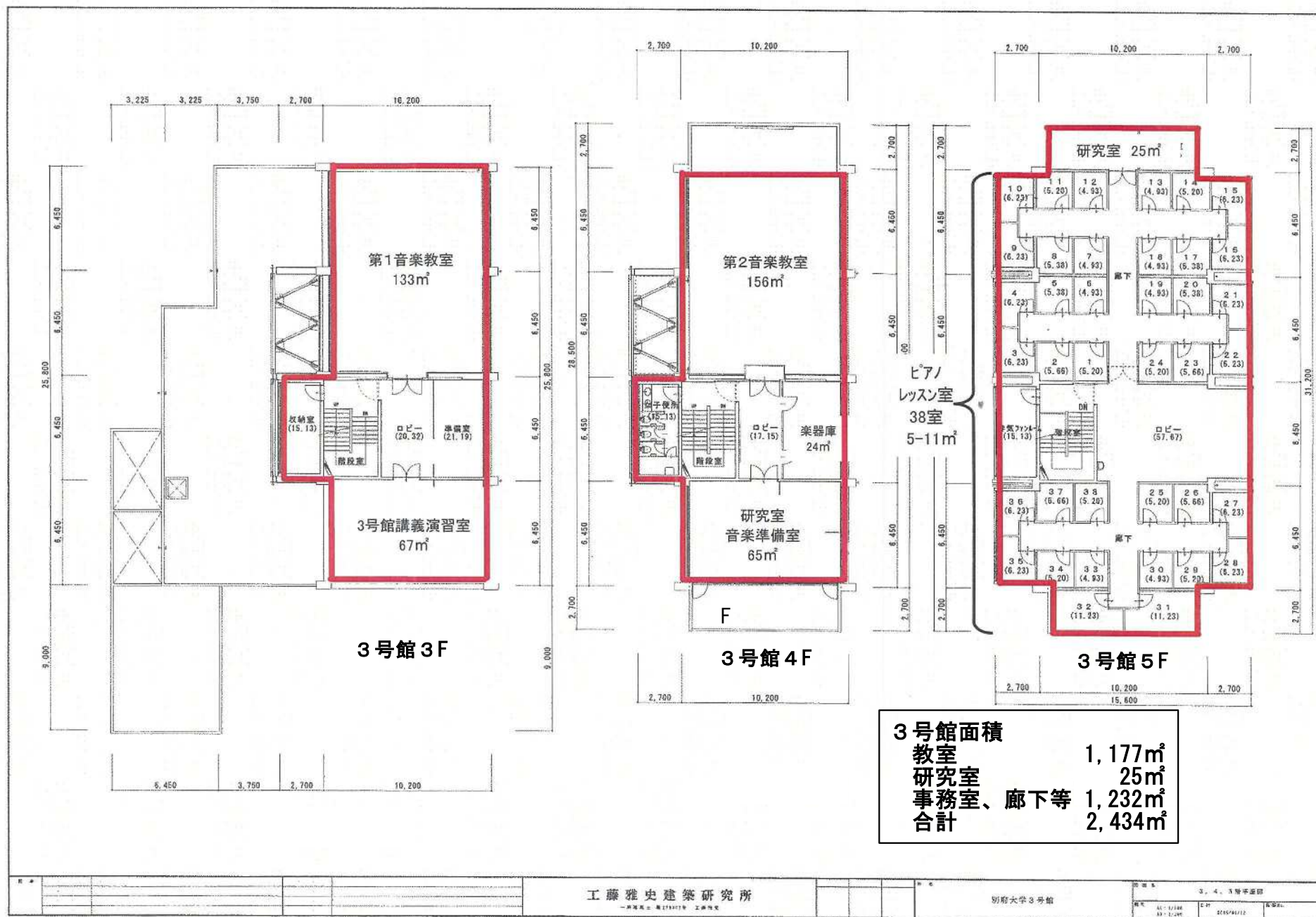
3号館 中2階





3号館2F

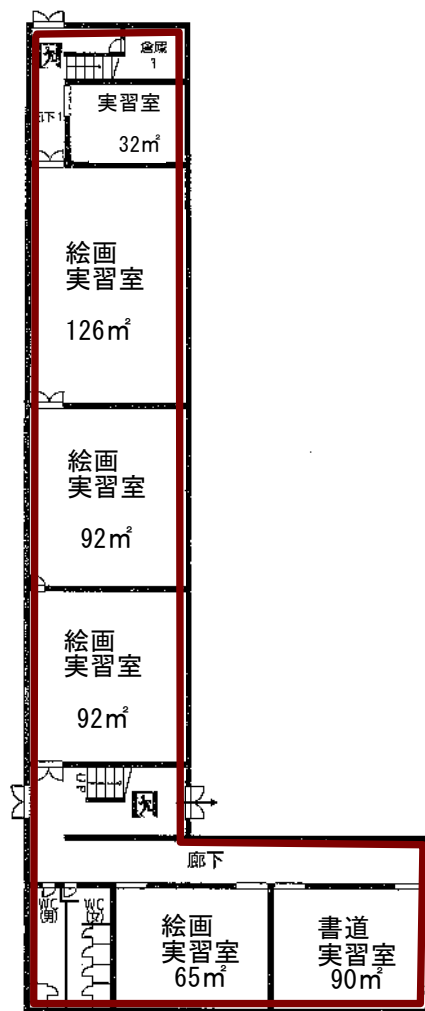
工藤雅史建築研究所		別冊大巻3号館		2号館2F	
設計	31.1.1000	設計	31.1.1000	設計	31.1.1000
監理	31.1.1000	監理	31.1.1000	監理	31.1.1000
施工	31.1.1000	施工	31.1.1000	施工	31.1.1000
Iwano Jiyu Shikan Kenkyusho 3F					



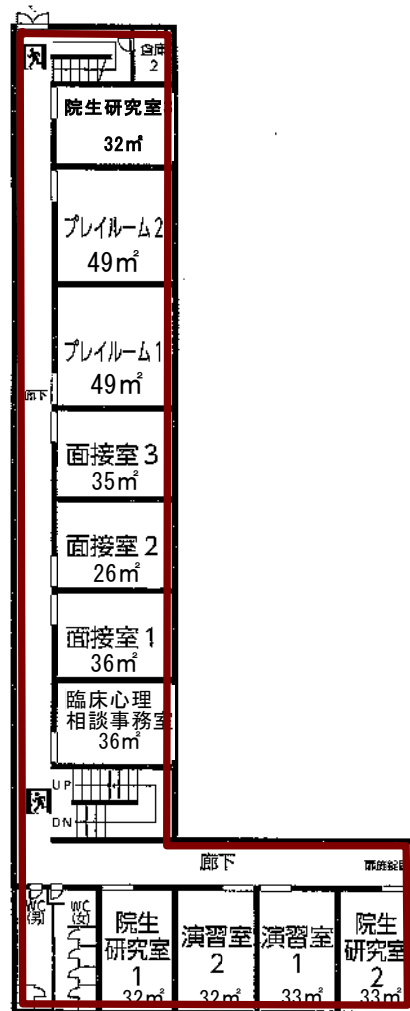
4号館 車椅子：2F・3F・4Fに18号館から入館可 階層の移動は不可

4号館

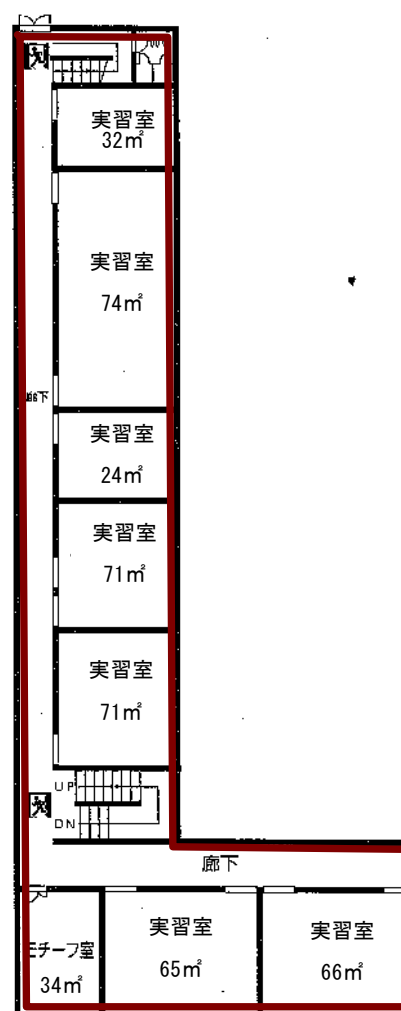
4号館面積	
教室	371㎡
実験室等	1,301㎡
事務室、廊下等	871㎡
合計	2,543㎡



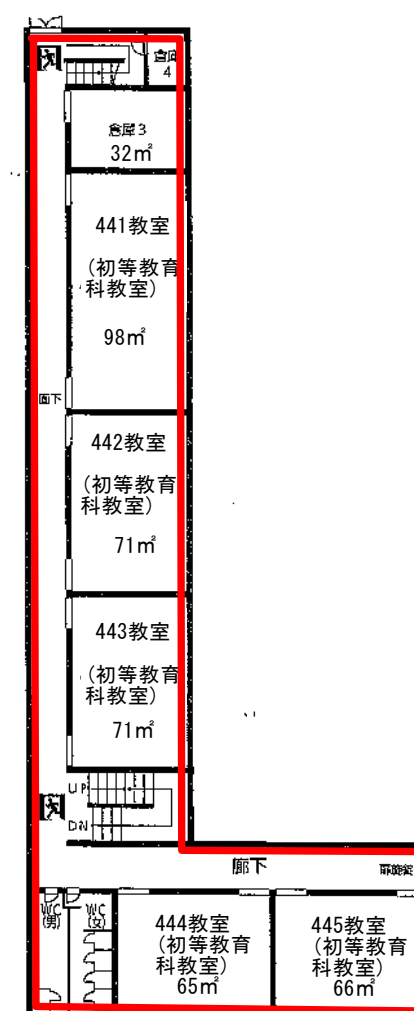
1 F



2 F



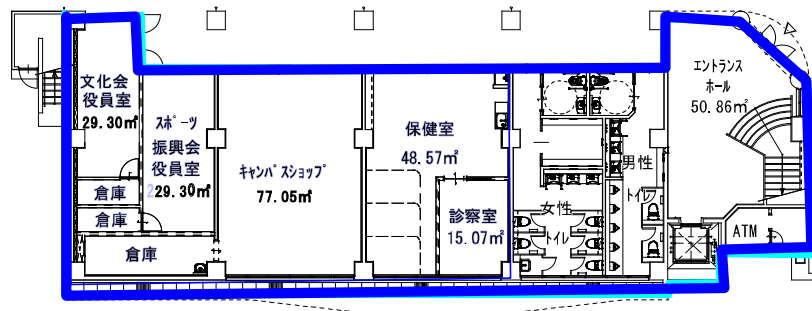
3 F



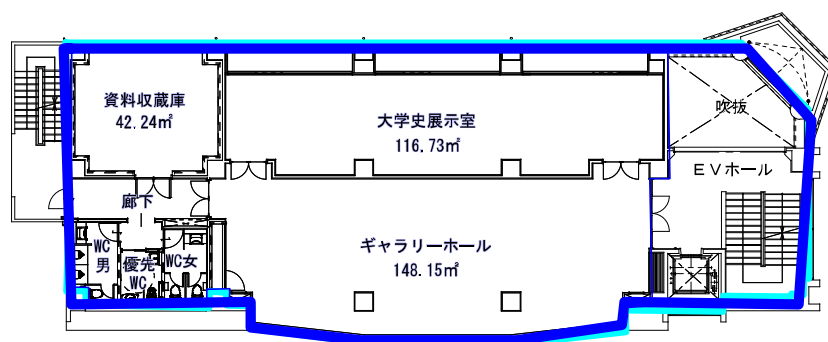
4 F

石垣キャンパス

18号館 1階

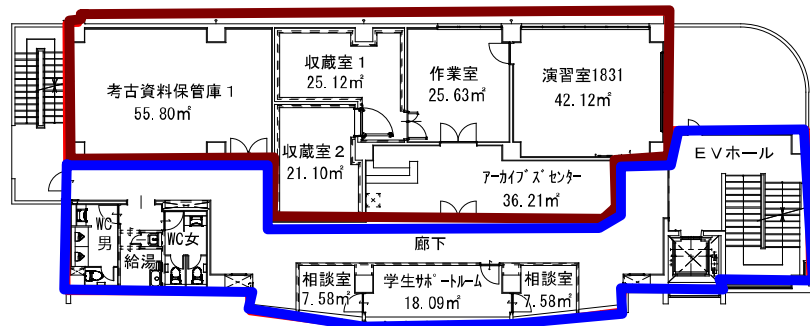


18号館 2階

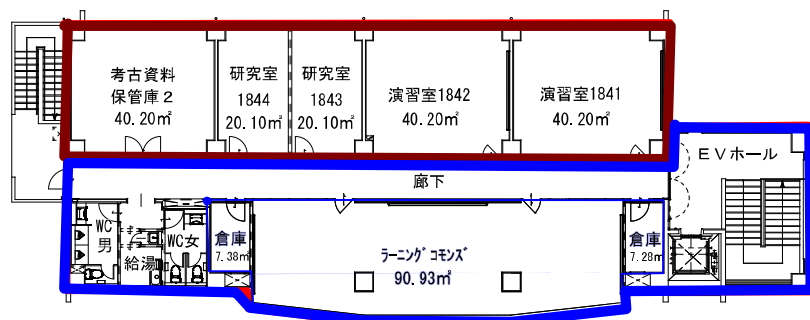


石垣キャンパス

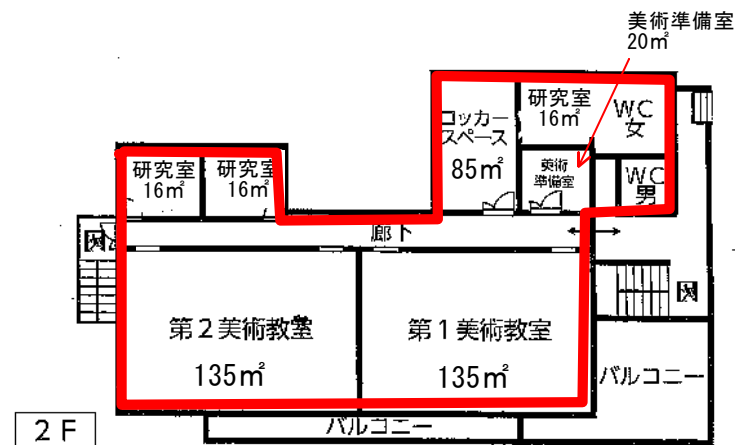
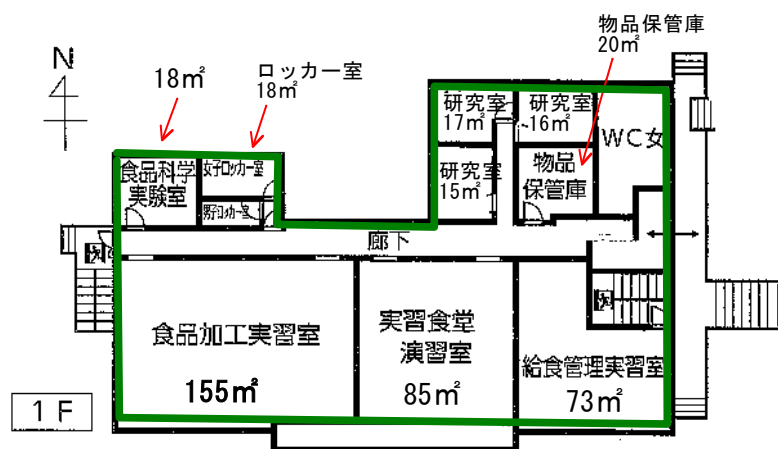
18号館 3階



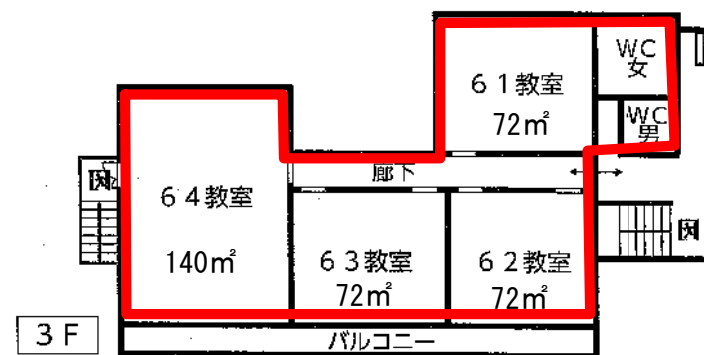
18号館 4階



18号館面積	
実習室・演習室	292㎡
研究室	40㎡
収蔵庫等	506㎡
廊下等	686㎡
合計	1,524㎡

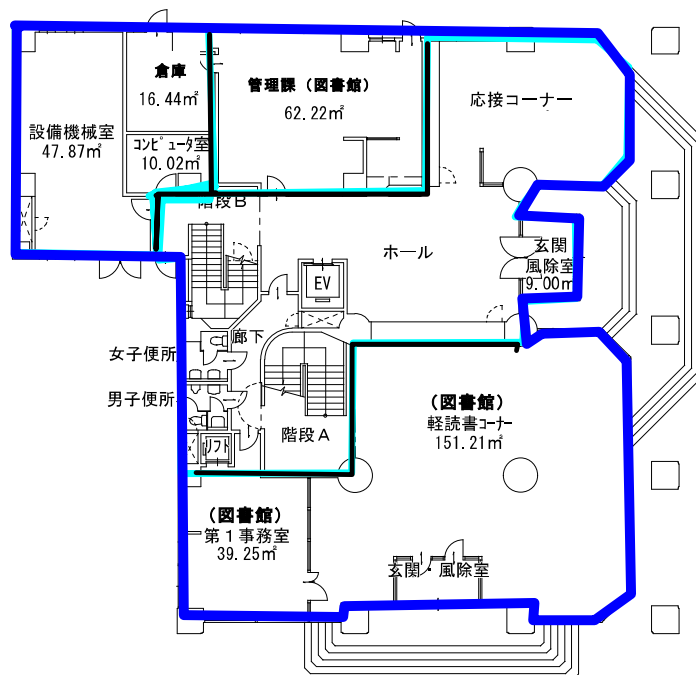


23号館面積	
教室	626㎡
実習室	331㎡
研究室	96㎡
事務室、廊下等	328㎡
合計	1,381㎡

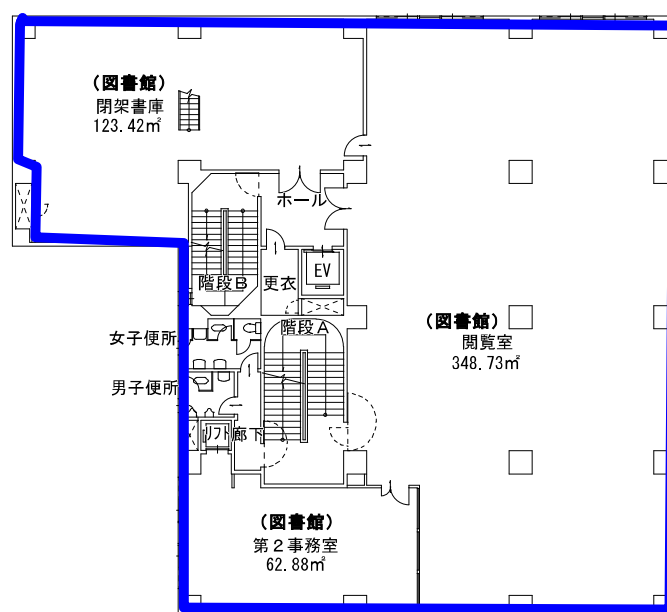


石垣キャンパス

24号館 1階

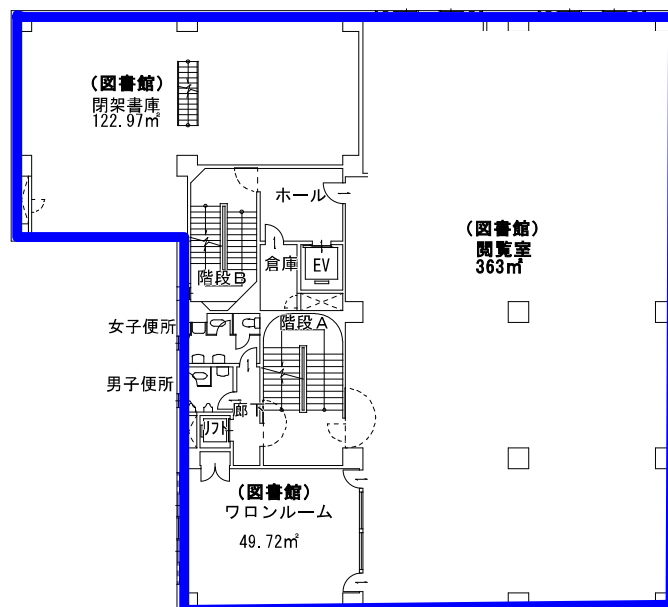


24号館 2階

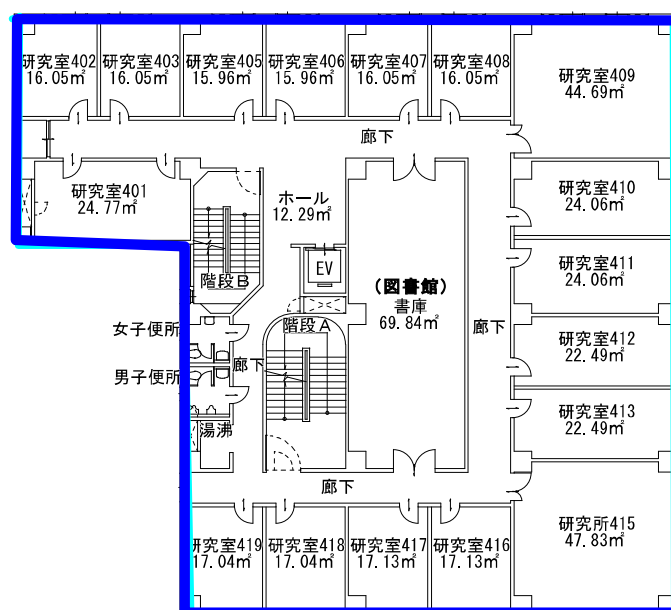


石垣キャンパス

24号館 3階

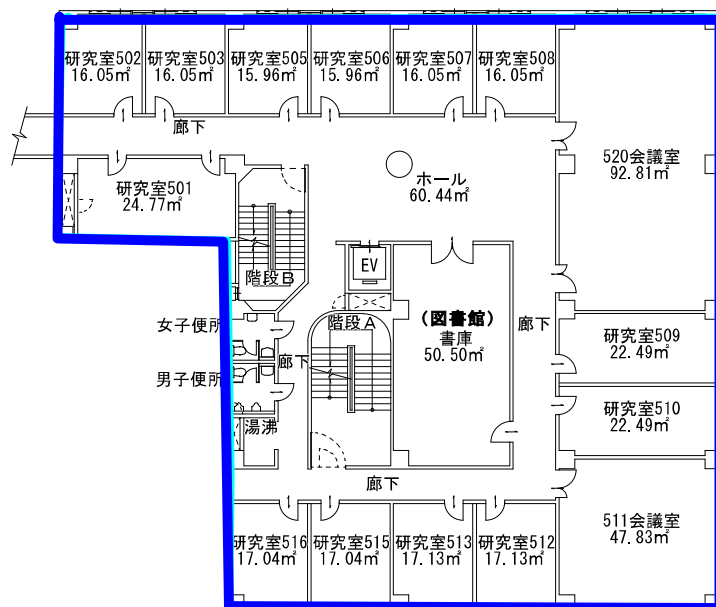


24号館 4階

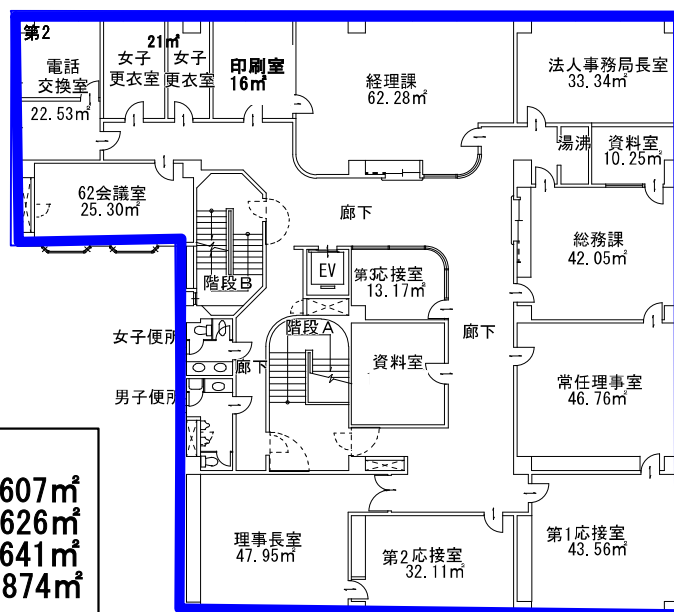


石垣キャンパス

24号館 5階



24号館 6階

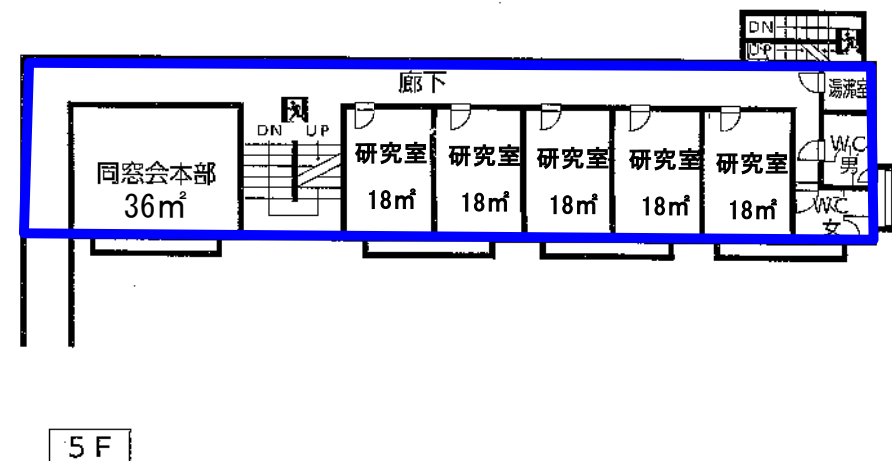
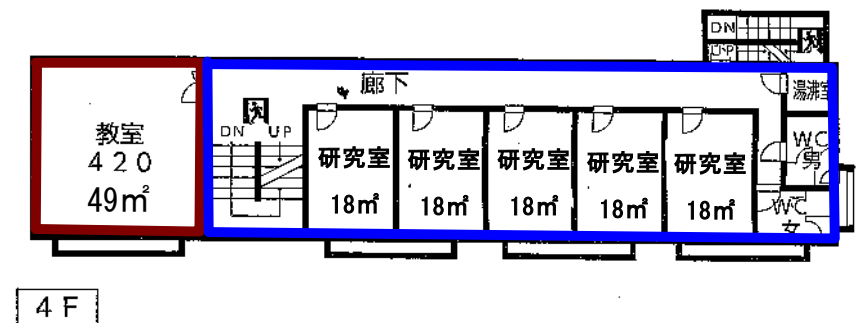
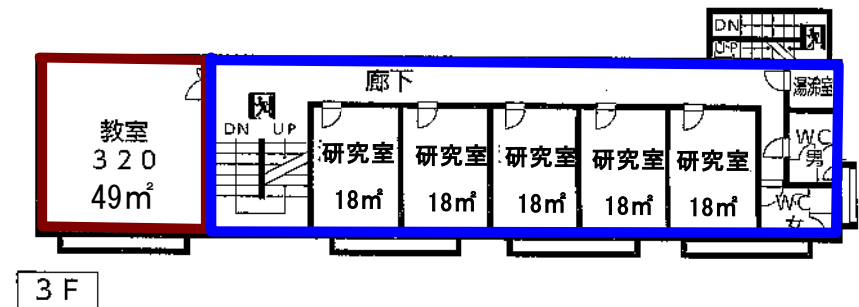
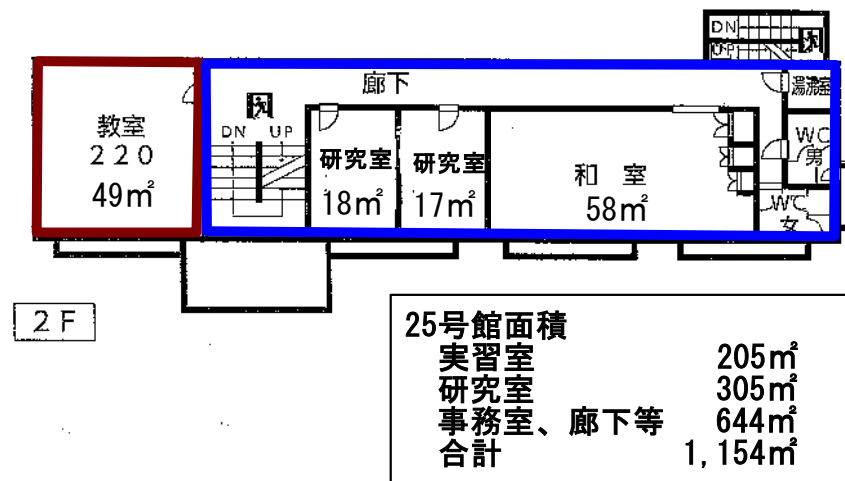
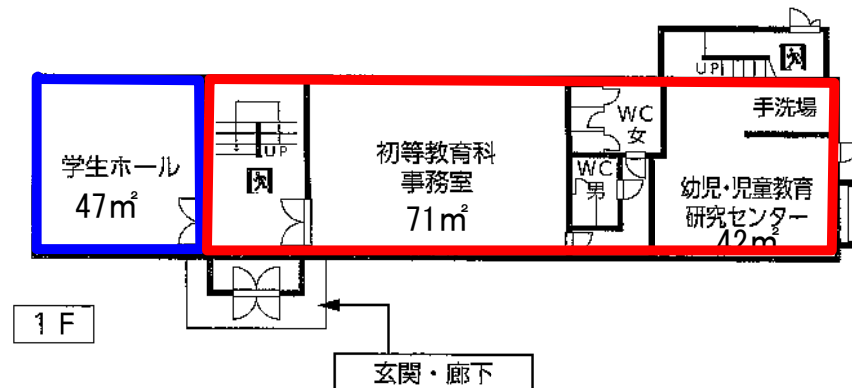


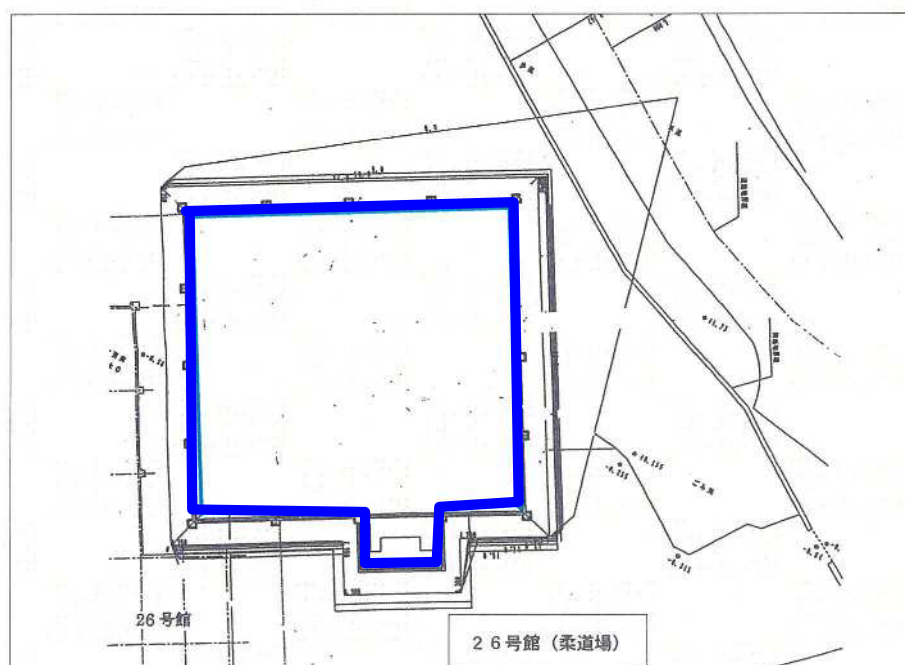
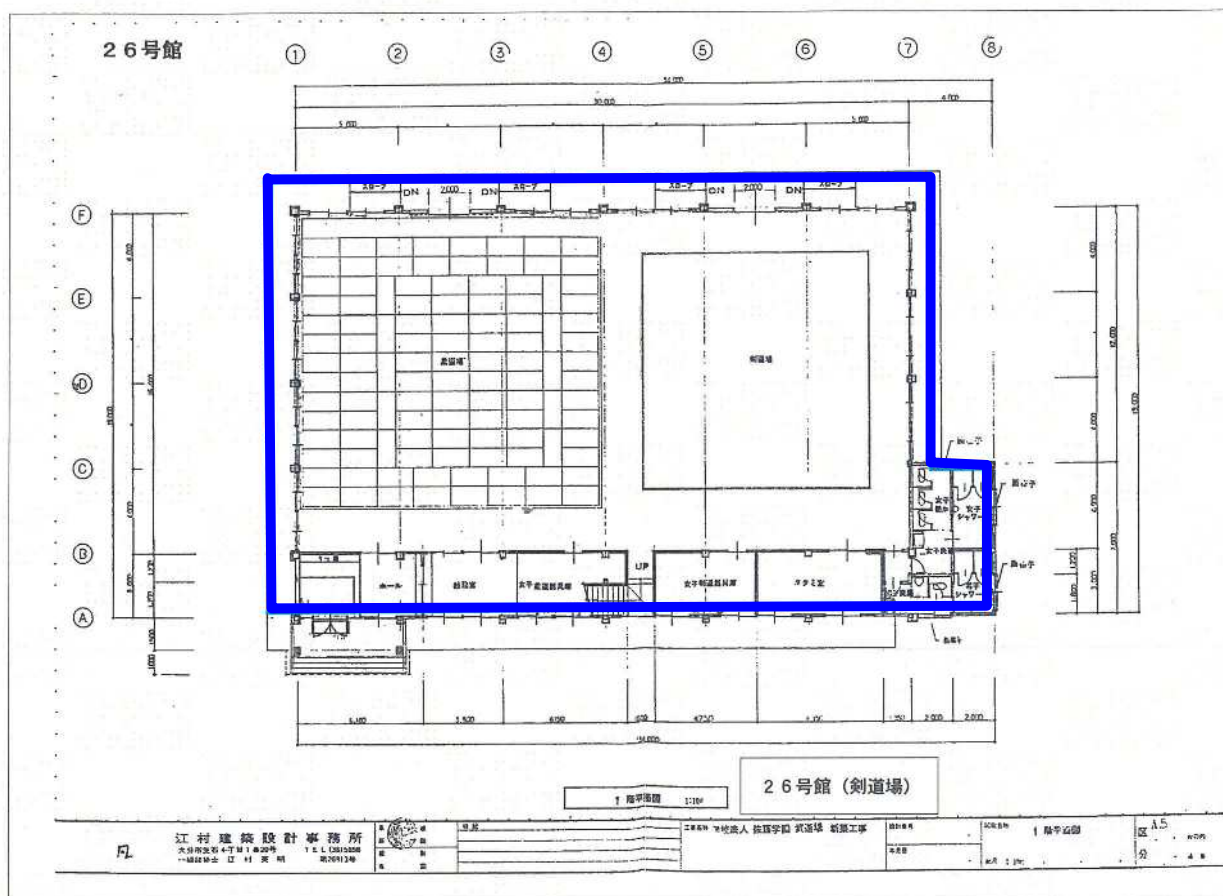
24号館面積	
研究室	607㎡
図書館	1,626㎡
事務室、廊下等	1,641㎡
合計	3,874㎡

25号館 研究棟

車椅子での入館不可

25号館 研究棟

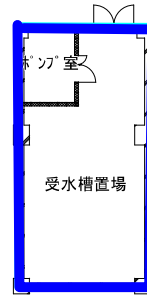




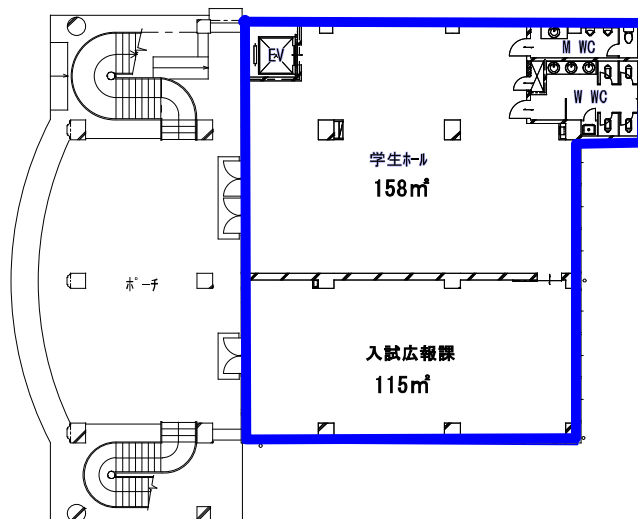
26号館面積	
剣道場	688㎡
柔道場	234㎡
合計	922㎡

石垣キャンパス

3 2 館 B 1 階

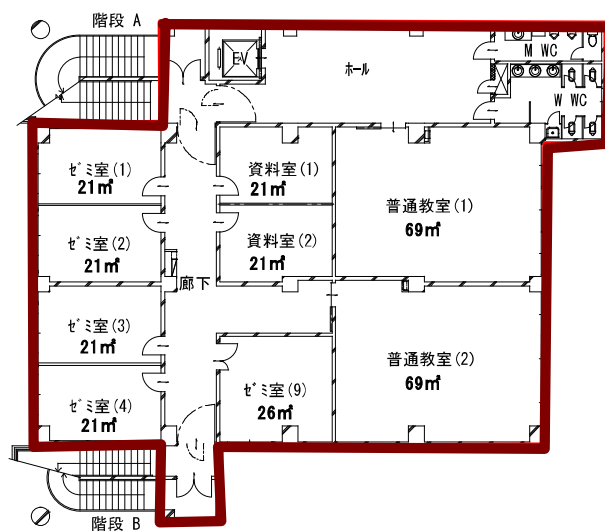


3 2 館 1 階

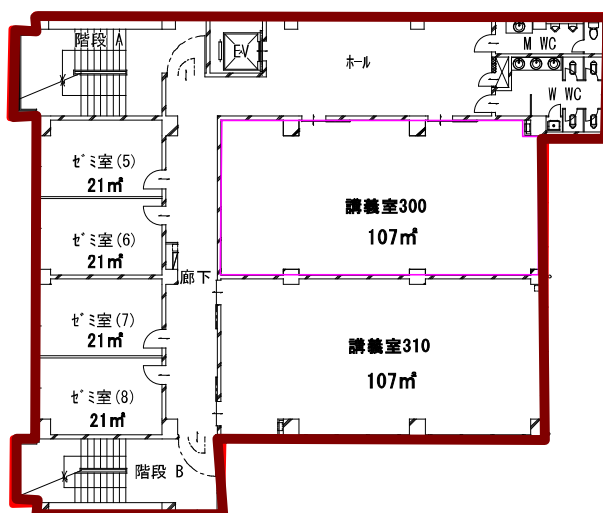


石垣キャンパス

3 2 館 2 階

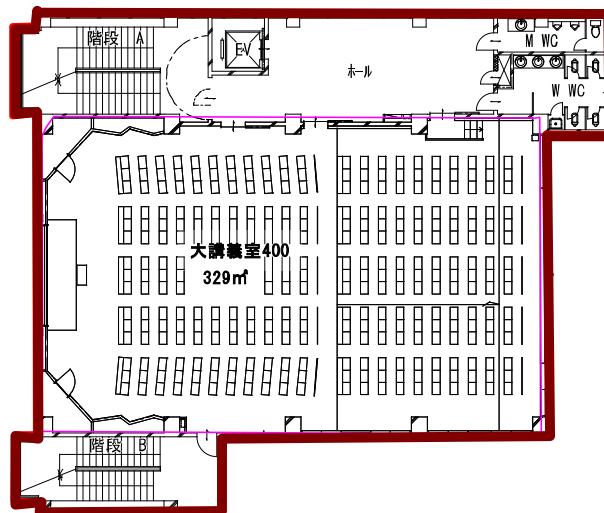


3 2 館 3 階

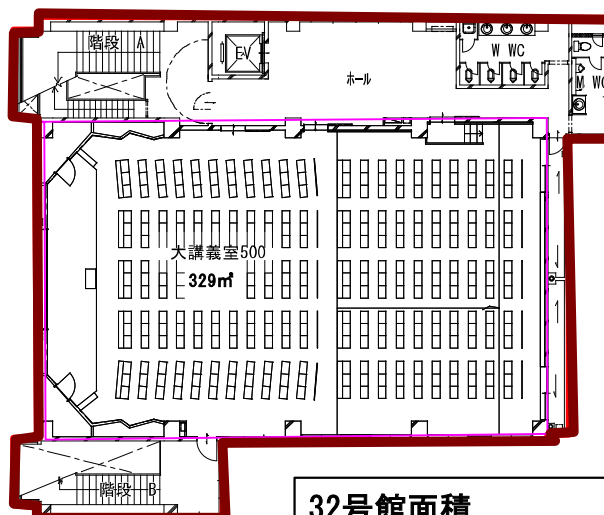


石垣キャンパス

32館 4階



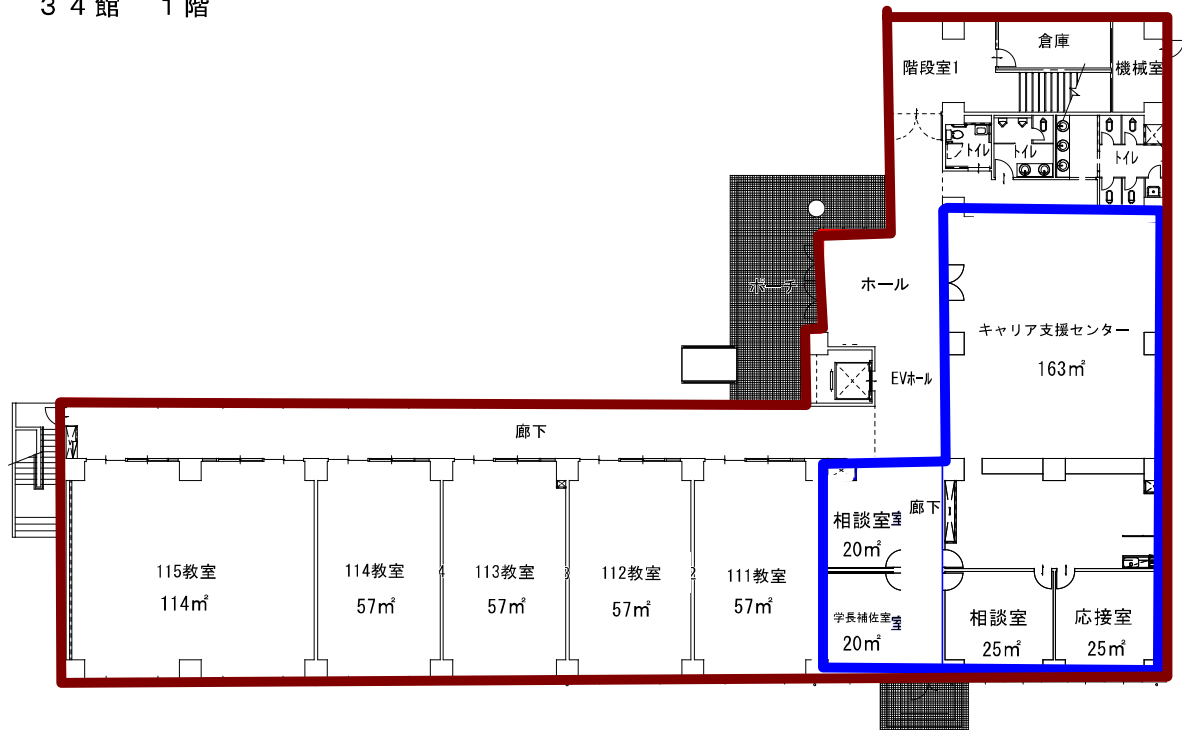
32館 5階



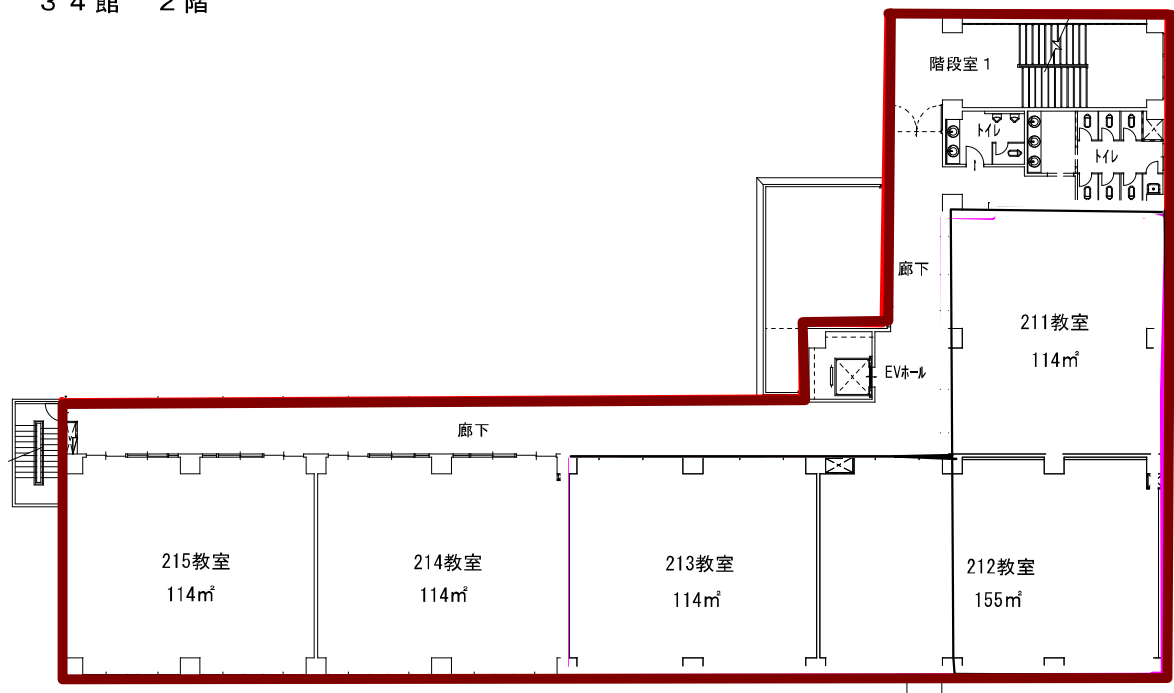
32号館面積	
教室	1,010m ²
演習室等	210m ²
事務室、廊下等	1,056m ²
合計	2,276m ²

石垣キャンパス

3 4 館 1 階

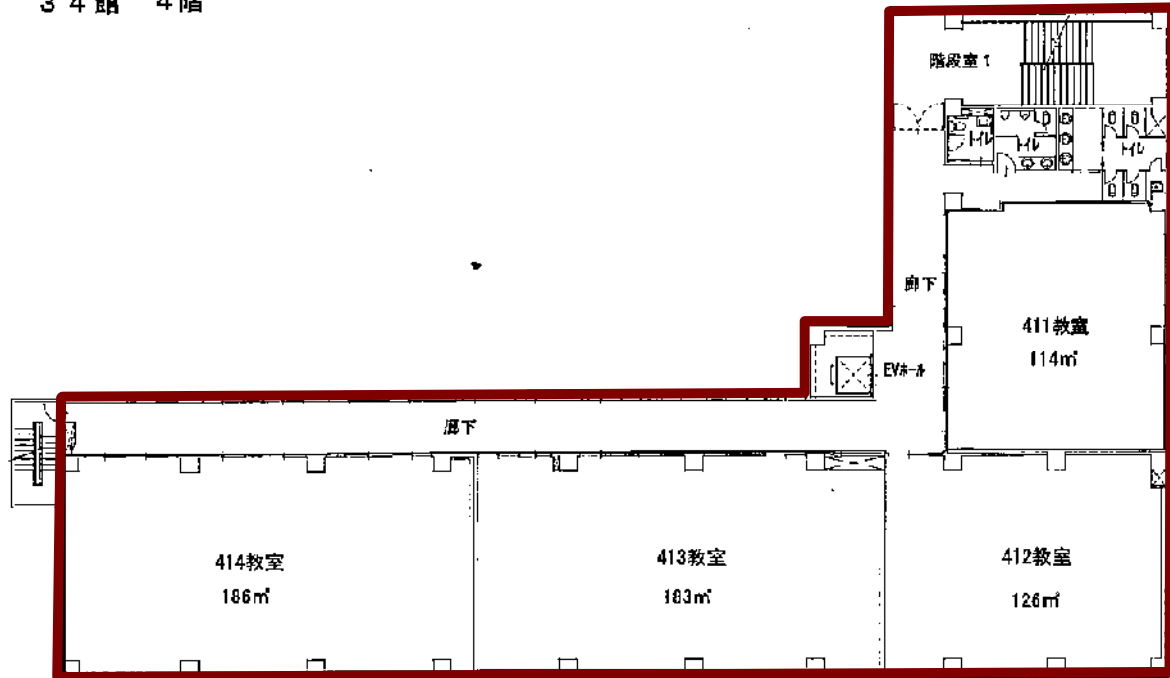


3 4 館 2 階

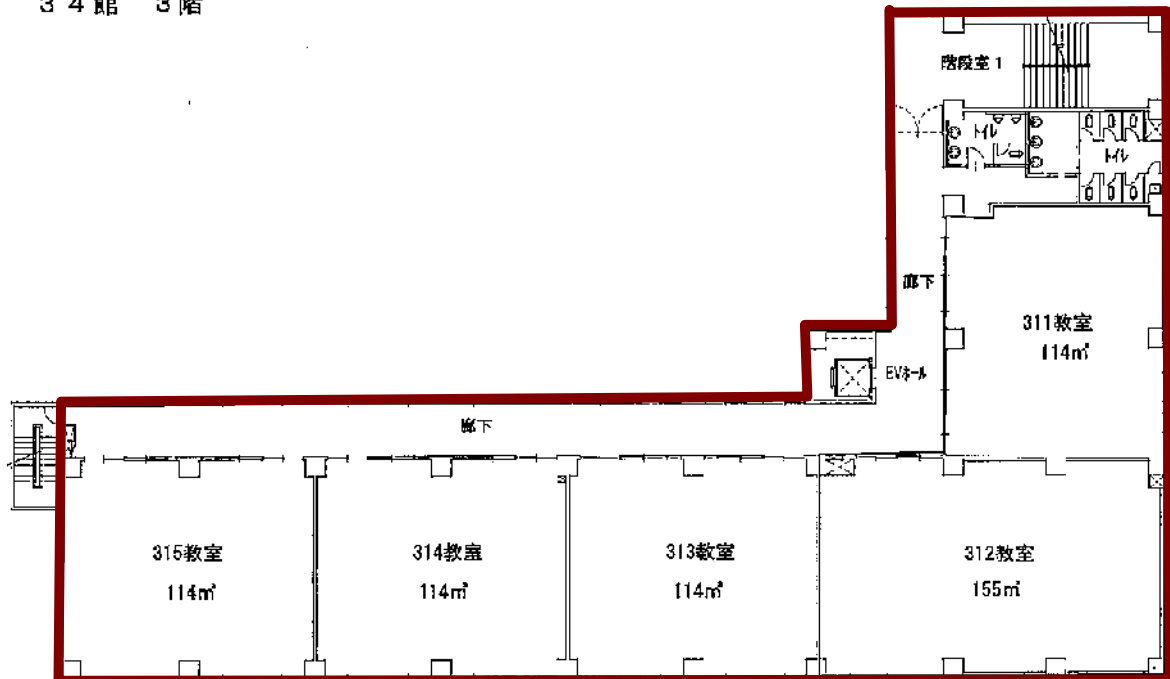


石垣キャンパス

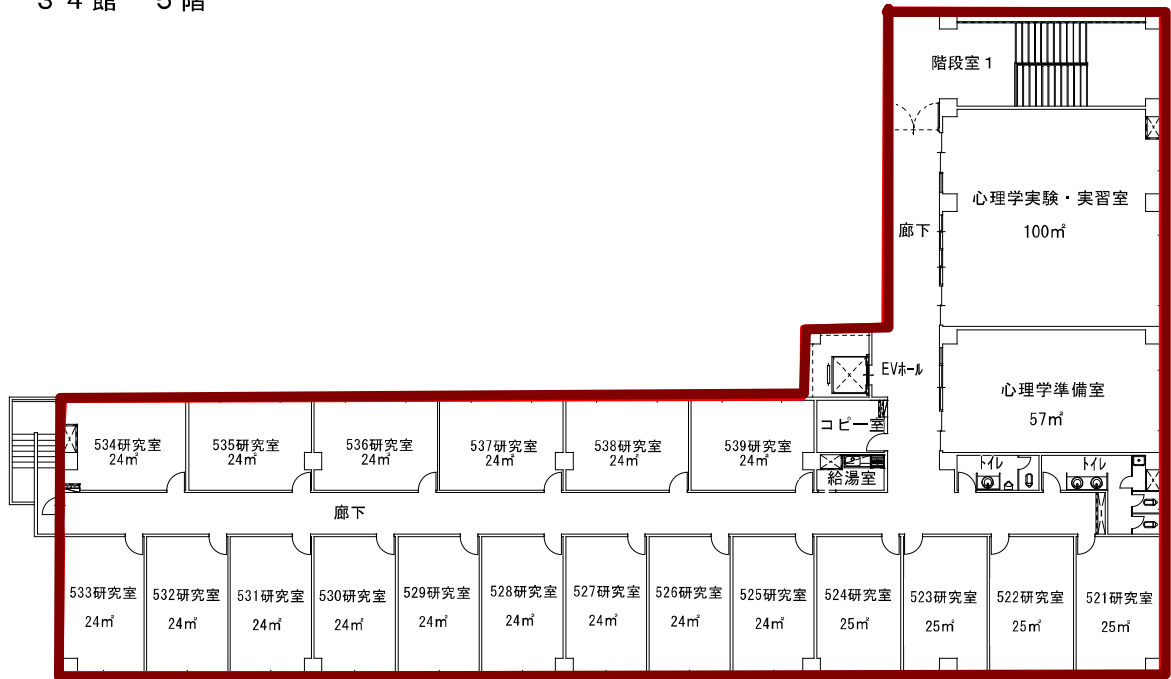
3 4 館 4 階



3 4 館 3 階



3 4 館 5 階

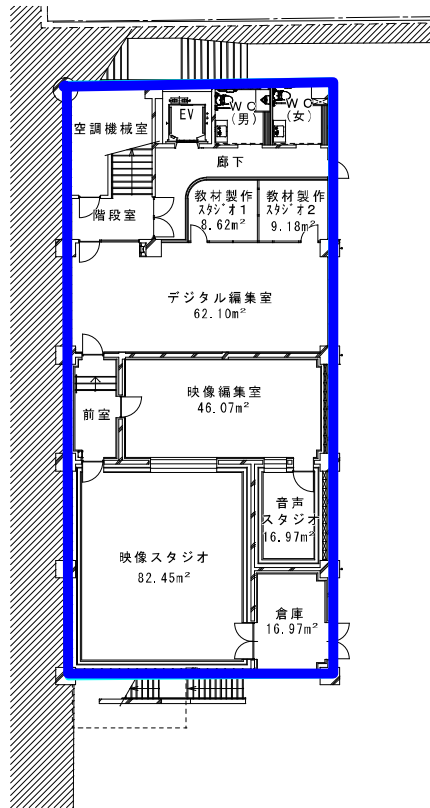


34号館面積

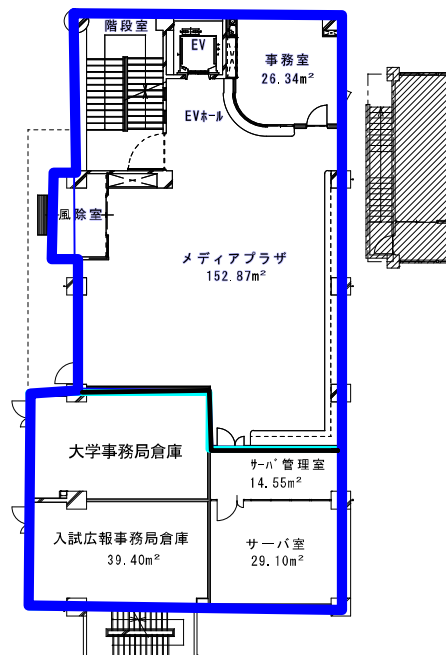
教室	1,831㎡
実験室・演習室等	499㎡
研究	460㎡
事務室、廊下等	1,503㎡
合計	4,293㎡

石垣キャンパス

37館 1階

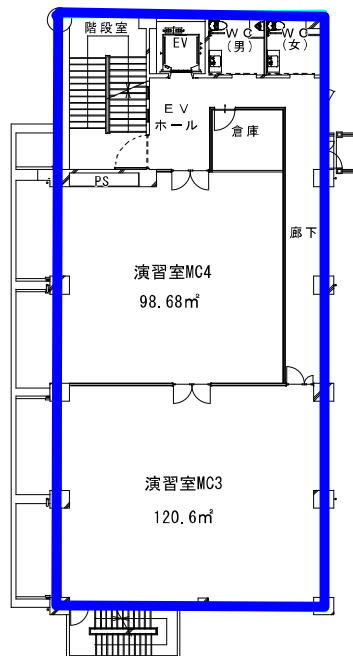


37館 2階

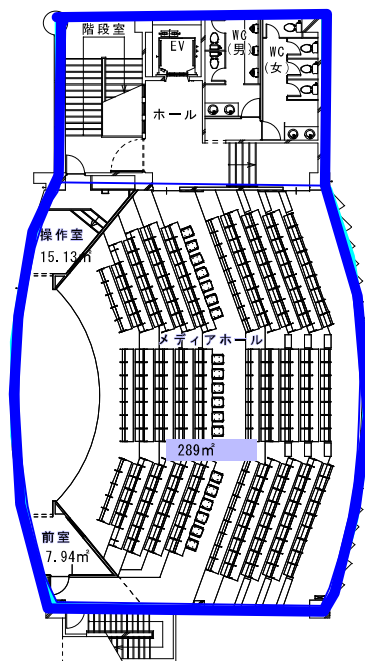


石垣キャンパス

37館 3階

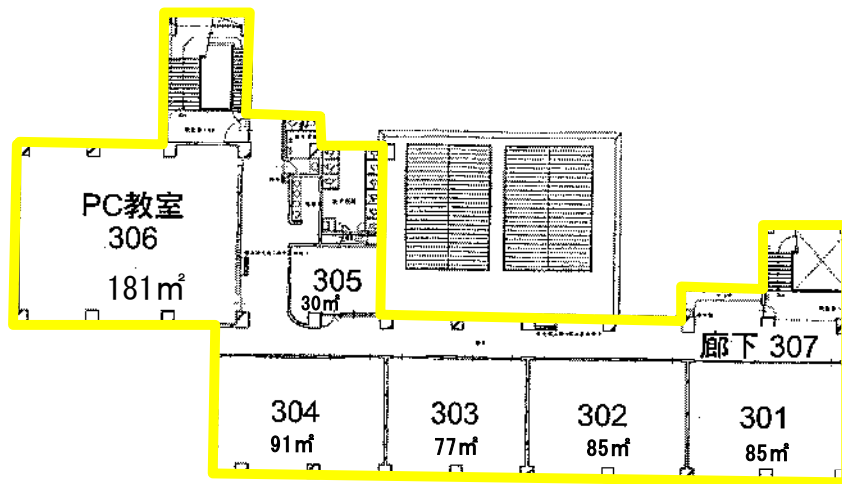


37館 4階

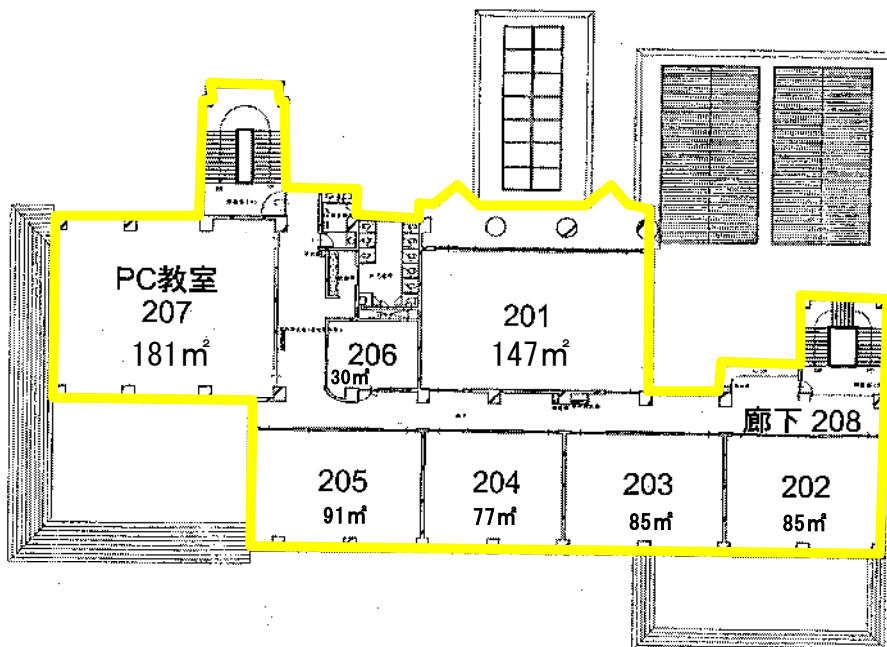


37号館面積	
教室・演習室	876㎡
事務室、廊下等	496㎡
合計	1,372㎡

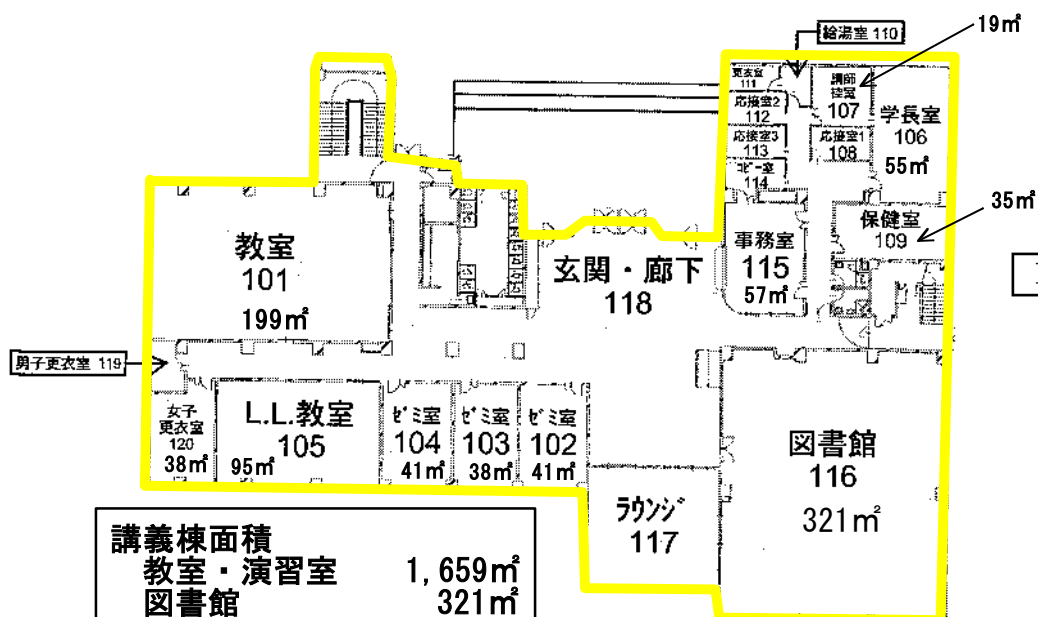
大分校本館：301



3 F



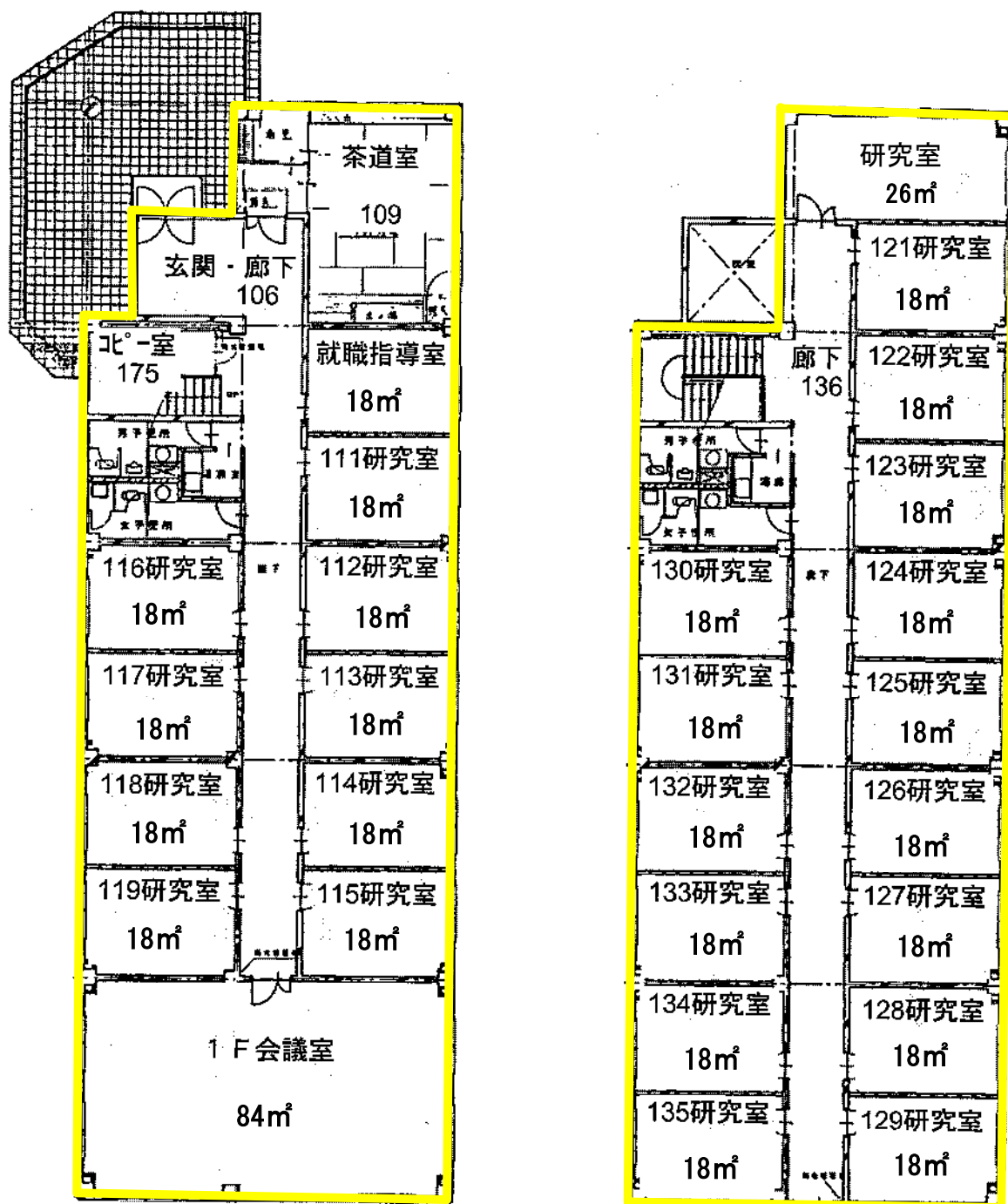
2 F



1 F

講義棟面積	
教室・演習室	1,659m ²
図書館	321m ²
事務室、廊下等	1,422m ²
合計	3,402m ²

大分校研究棟：302



研究棟面積

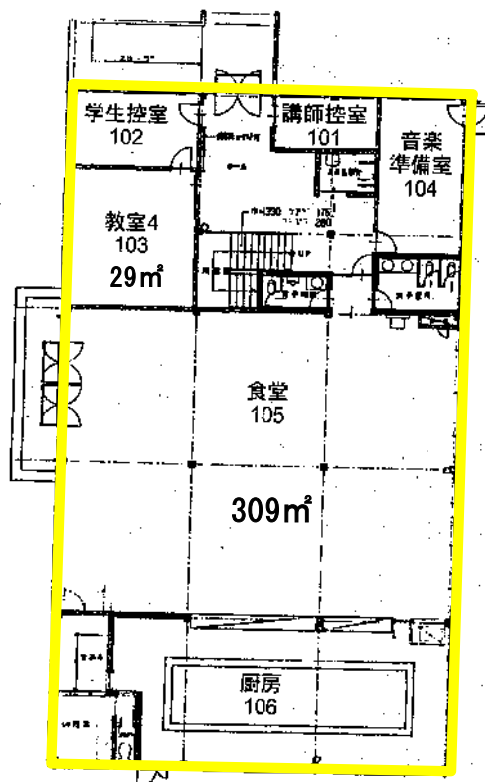
研究室 476㎡
事務室、廊下等 310㎡
合計 786㎡

1 F

2 F

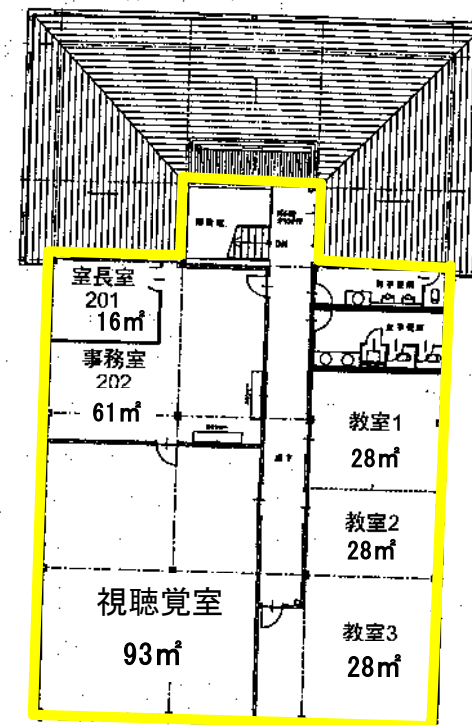
大分校 福利厚生棟：303

階	面積
1階	206㎡
2階	524㎡
合計	730㎡



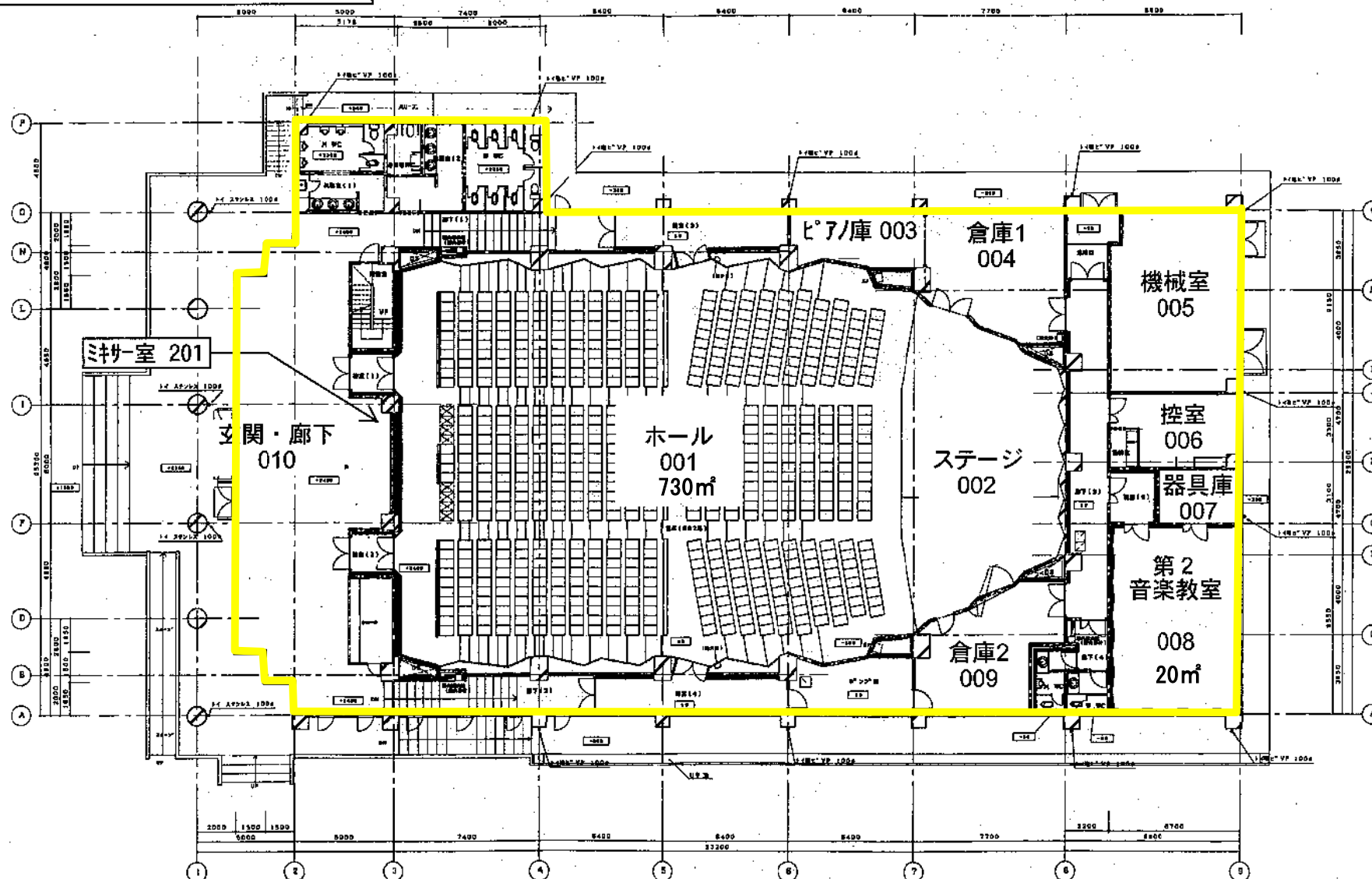
1階

福利厚生棟面積	
講義室・演習室	206㎡
事務室、廊下等	524㎡
合計	730㎡



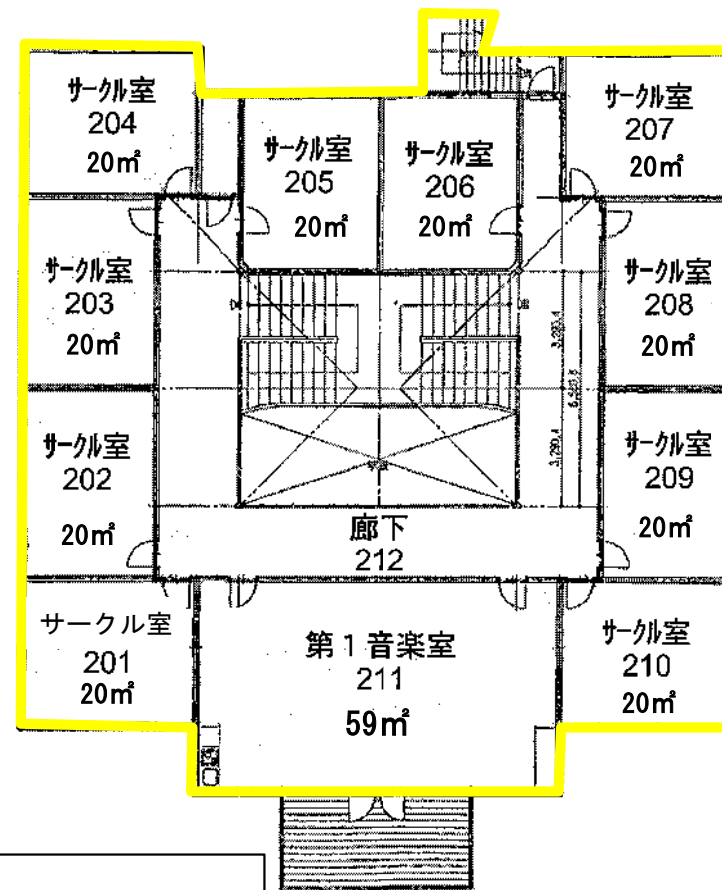
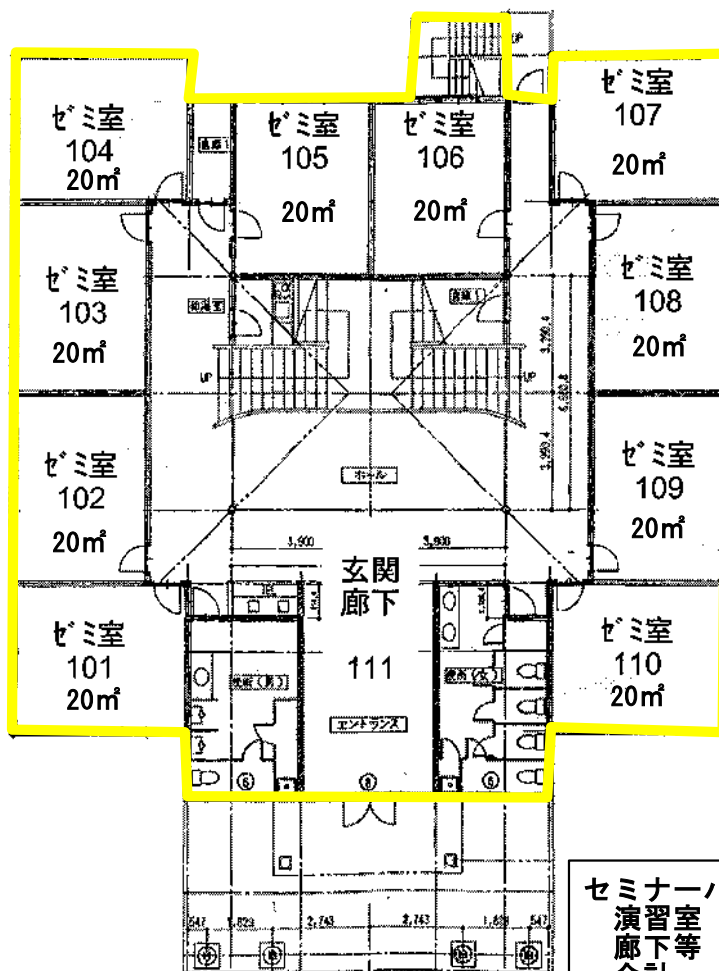
2階

大分校 文化ホール：305



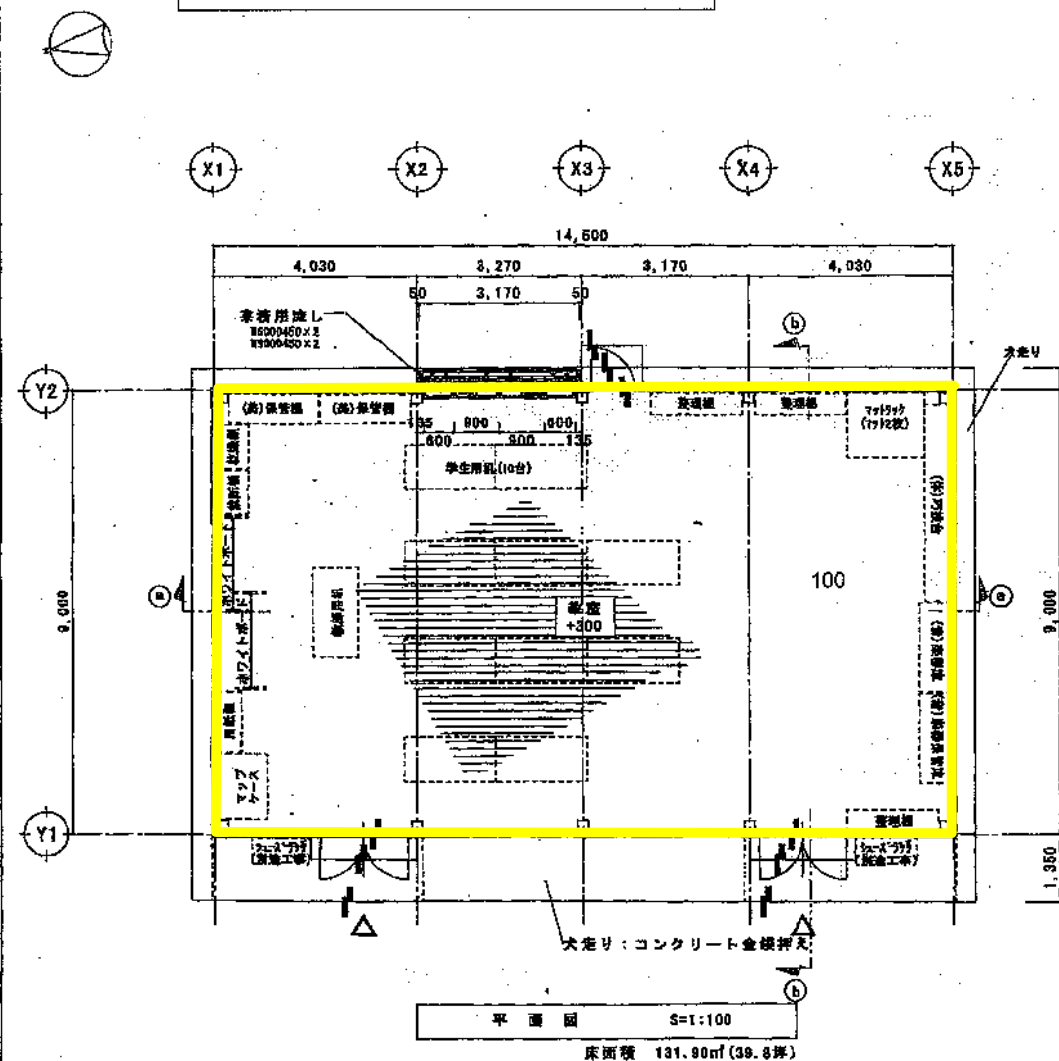
多目的大講堂（文化ホール）面積 1,463㎡

大分校 セミナーハウス : 306

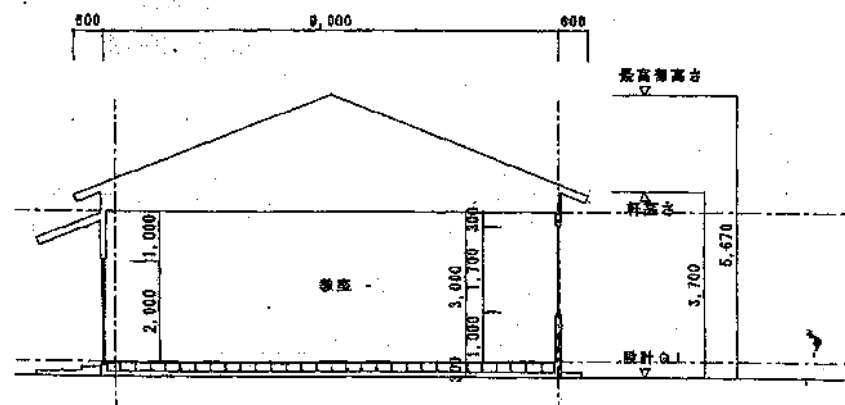
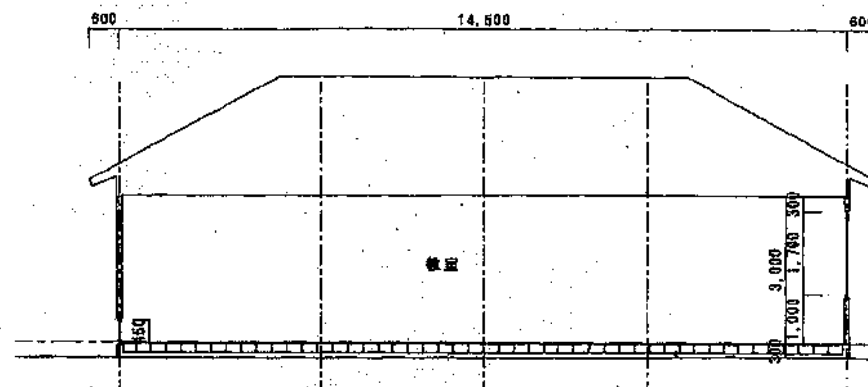


セミナーハウス面積	
演習室 (ゼミ室・サークル室)	459㎡
廊下等	259㎡
合計	718㎡

大分校 総合実技演習棟 : 307



総合実技演習棟面積 132㎡



図名	MEBAYASHI	梅田建設株式会社 一般建築士事務所	小 角 第 二	外 部	通 用	文 庫 名	別府大学大分校教育実習工事	日付	図面No.
		一般建築士第47930号				図面名	平面・断面図	竣工	
		〒 大分県別府市下馬4番25号 (大分県別府市) TEL 0974 (334) 4151 代表・大分・別府・大分・大分・大分・大分・大分・大分・大分							

別府大学短期大学部学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 別府大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、専門の学芸を教授研究するとともに、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成し、もって学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 前項の点検、評価及び見直しに関して必要な事項は別に定める。

（情報の積極的な公表）

第2条の2 本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

（学科、学生定員及びその目的）

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
食物栄養科	40	80
初等教育科	180	360

2 それぞれの科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第7のとおり定める。

（修業年限及び在学年限）

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 第15条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4 第2項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出た者は、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年）

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要を認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

4 第1項に定める各学期は、前半及び後半に分けて授業を編成することができる。

（1年間の授業期間）

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行わない日)

第9条 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 春期休業日
 - 四 夏期休業日
 - 五 冬期休業日
- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

第4章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、 休学、復学、除籍、転学及び転科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女は、後学期の始めに入学することができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学の出願)

第12条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 15 条 本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学・転入学)

第 15 条の 2 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学、転入学に関する規程は別に定める。

(退学)

第 16 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 2 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 3 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 4 条第 2 項及び第 3 項の在学年限に算入しない。

4 休学の期間は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めからとする。

(復学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第 4 条第 2 項及び第 3 項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(転学)

第 21 条 学生が、他の大学に入学又は転学を志願するときは、予め学長の許可を受けなければならない。

(転科)

第 22 条 本学の学生で、学内の他学科に転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、審議の上、許可することがある。

2 転科に関する規程は別に定める。

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目、授業の方法)

第 23 条 本学において開設する授業科目は、次のとおりとする。

教養科目及び専門科目

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 本学は、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき文

部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 4 本学は、第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 本学は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第11条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 6 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- 7 前項により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。
- 8 前項の副専攻に関して必要な事項は別に定める。
- 9 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

第23条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限については、規則で別に定める。

（教職に関する科目）

第24条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

（単位の計算方法）

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

（単位の授与）

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、法令等によって別に定めのある場合を除いて、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

（学習の評価）

第27条 授業科目の試験等による成績は、0点から100点の範囲において点数で評価し、点数をAA、A、B、C及びFの5段階の評語で表す。

- 2 評語のAA、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 成績評価の基準は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（第59条の規定により修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第31条第1項

- に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学・転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。
 - 4 前3項による単位の認定は、教養科目又は専門科目の単位とする。
 - 5 単位の認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
 - 6 入学前の既修得単位の認定に関する規定は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第29条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により、当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位については、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第30条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生が当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条第2項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第31条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、第29条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

- 第32条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別に定める履修規程により62単位以上を取得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第3項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(卒業)

- 第33条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

- 第34条 前条の規定により卒業を認められた者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
- 2 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養科	短期大学士（栄養学）
初等教育科	短期大学士（教育学）

(教育職員免許状の取得)

- 第35条 本学において、取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類(免許教科)
食物栄養科	中学校教諭二種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状
初等教育科	小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状

- 2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の取得)

第 36 条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

学 科	取得できる免許・資格
食物栄養科	栄養士免許証取得資格 フードスペシャリスト資格
初等教育科	保育士資格

- 2 資格を取得しようとする者は、それぞれ別に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の履修)

第 37 条 教育職員免許状及び資格の取得に関する規程は、それぞれ別に定める。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金

(入学検定料等の納入)

第 38 条 学生は、本学所定の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「入学検定料等」という。）並びにその他の納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学検定料等及びその他の納入金の額)

第 39 条 入学検定料等の額は、別表第 4 のとおりとする。

- 2 その他の納入金の額は、別に定める。

(授業料の納期等)

第 40 条 授業料は、第 6 条第 1 項に規定する学期に応じ、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納期までに納入するものとする。

前学期分 納期 4 月 2 0 日まで

後学期分 納期 9 月 3 0 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前学期分の授業料の納期までに、当該年度の後学期分に係る授業料を併せて納入することができる。

3 入学検定料及び入学金並びにその他の納入金の納期は、別に定める。

4 施設設備費及び教育研究料は、授業料の前学期分の納期までに納入するものとする。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者は、申出により、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「授業料等」という。）並びに入学金の分納又は延納を認めることがある。

(退学、除籍及び停学期間の授業料等)

第 41 条 学期の途中で退学（懲戒による退学を含む。）し、又は除籍された者の当該学期分の授業料並びに当該年度分の施設設備費及び教育研究料は徴収する。

ただし、死亡、第 20 条第 1 項第 3 号または第 4 号に定めにより除籍となった者の未納の授業料等の免除については、理事会において決定する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学期間の授業料等)

第 42 条 休学期間中の授業料、施設設備費及び教育研究料は、免除する。

第 43 条 削除

(卒業延期者の授業料等)

第 44 条 卒業を延期する学生のうち、1 年間卒業を延期する者は、第 40 条に準じ授業料等を納期までに納入する。

2 前期もしくは後期の半期のみ卒業延期する者は、授業料等の年額の 2 分の 1 に相当する額を納期までに納入する。

(納入した授業料等)

第 45 条 納入した入学検定料等は原則として返還しない。

第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 46 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

2 本学に前項に規定するもののほか、副学長及び学長補佐を置き、その他必要な教職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統監する。

4 教員、事務職員等は、相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究及び必要な業務等を組織的かつ効果的に行う。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第 47 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 48 条 教授会は、学長、基幹教員及び学長が指名する事務職員及び本学の専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第 49 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 専 攻 科

(専攻科)

第 50 条 本学に専攻科を設け、初等教育専攻を置く。

(人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 51 条 専攻科初等教育専攻（以下、「初等教育専攻」という。）は、本学の卒業生又はそれと同等以上の学力のあるものに対して一層高度な知識を与え、かつ、自発的研究の能力及び態度を養うことを目的とする。

2 初等教育専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究の目的を別表第 7 のとおり定める。

(学生定員)

第 52 条 初等教育専攻の入学定員は、15 人とする。

(修業年限)

第 53 条 初等教育専攻の修業年限は 2 年とする。

2 初等教育専攻の学生は、3 年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出

た者は、学長が在学を認めることができる。

(入学資格)

第 54 条 初等教育専攻に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 短期大学において初等教育又は児童教育に関する学科専攻を卒業した者
- 二 前号に規定する者の他、大学又は短期大学を卒業し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭普通免許状を有する者

(開設授業科目及びその単位数)

第 55 条 初等教育専攻で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

(課程の修了等)

第 56 条 学生は 2 年以上在学し、5 2 単位以上を取得しなければならない。

- 2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第 2 3 条第 3 項の授業の方法により修得する単位数は 2 5 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の単位取得についての履修規程は、別に定める。
- 4 第 1 項に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。
- 5 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(入学検定料等の諸納入金)

第 57 条 本学専攻科の入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金の金額は別表第 5 のとおりとする。

- 2 第 53 条第 3 項の規定により、修業年限を超えて在学を認められた者の授業料等の金額は、別に定める。

(その他)

第 58 条 本学専攻科に関し、本章に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第 1 1 章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生・外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第 59 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 60 条 本学において、他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

ただし、納入金の種類及び金額は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第 61 条 本学において、特定の学科目について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女)

第 62 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた者が本学に入学を志願するときは、選考の上、帰国

- 子女として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生及び帰国子女に関して、必要な事項は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第64条 本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 附属図書館及び附属幼児・児童教育研究センター

(附属図書館)

第65条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(附属幼児・児童教育研究センター等)

第66条 本学に附属幼児・児童教育研究センターを置く。

2 附属幼児・児童教育研究センターに関する規則は、別に定める。

3 第1項に掲げるもののほか、本学に教育研究上必要な研究所等を置き、当該研究所等に関する規程は別に定める。

第14章 厚生施設

(学生寮)

第67条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第68条 本学に保健室を設置し、校医・看護師等を置き、職員及び学生の保健管理にあたる。

第15章 公開講座

(公開講座)

第69条 学校教育法第69条の定めるところにより、本学に公開講座を開設することができる。

第16章 その他

(雑則)

第70条 この学則に定めるもののほか学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和29年4月1日から施行する。(大学設置)
2. この学則は、昭和37年4月1日から施行する。(初等教育科増設、生活科入学定員)

変更)

3. この学則は、昭和39年4月1日から施行する。(英文科増設)
4. この学則は、昭和41年4月1日から施行する。(生活科、初等教育科入学定員変更)
5. この学則は、昭和42年4月1日から施行する。(初等教育科入学定員変更)
6. この学則は、昭和44年4月1日から施行する。(英文科を英語科に改称)
7. この学則は、昭和49年4月1日から施行する。(生活科入学定員変更)
8. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。(商科を商経科に改称)
9. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
10. この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
11. この学則は、平成元年4月1日から施行する。(専攻科福祉専攻増設)

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. 第2条に規定する学生定員は、平成2年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

年 度 学 科 名	平成2年度		平成3年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科	100	150	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化専攻	50	100	50	100	50	100
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	80	50	100	30	80

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第52条別表第3については、平成3年度入学生から適用する。
2. 第2条の規定する学生定員は、平成3年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

年 度 学 科 名	平成3年度		平成4年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科	100	200	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化専攻	80	130	80	160	50	130
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	100	50	100	30	80

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第32条については、平成3年9月18日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第22条、第23条、第31条、第35条及び第36条については平成4年度入学生から適用し、平成3年度以前の入学生

については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成5年度入学生から適用し、平成4年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成6年度入学生から適用し、平成5年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 第3条の規定する学生定員は、平成6年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

なお、生活科生活文化専攻については、平成6年4月から学生の募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

年度 学科 及び 専攻課程名	平成6年度		平成7年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商経科	100	200	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化専攻	—	80	(廃止)	—	—	—
生活文化科	80	80	80	160	50	130
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	100	50	100	30	80

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成7年度入学生から適用し、平成6年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 第3条の規定する学生定員は、平成7年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

なお、生活科食物栄養専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

年度 学科 及び 専攻課程名	平成7年度		平成8年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

商経科	100	200	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	—	100	(廃止)	—	—	—
食物栄養科	100	100	100	200	100	200
生活科						
生活文化専攻	(廃止)	—	—	—	—	—
生活文化科	80	160	80	160	50	130
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	100	50	100	30	80

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成11年度の入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度 学 科	平成11年度	
	入学定員	収容定員
商経科	100	200
食物栄養科	100	200
生活文化科	80	160
初等教育科	150	300
英語科	50	100

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別府大学短期大学部英語科は改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学なくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成12年度から平成16年度までの入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商経科	90	190	80	170	70	150	60	130	50	110
食物栄養科	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
生活文化科	50	150	50	100	50	100	50	100	50	100
初等教育科	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300
英語コミュニケーション科	40	90	40	80	40	80	40	80	40	80

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、別府大学短期大学部商経科、生活文化科は、改正後の学則第3条の規定にかか

わらず、平成13年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2. 平成13年度から平成16年度までの入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学 科	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報文化科	130	270	120	250	110	230	100	210

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、別府大学短期大学部経営情報文化科、英語コミュニケーション科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1. この学則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年1月1日から施行し、第34条の規定は平成18年1月1日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 栄養士養成施設の食物栄養科の学級数は2学級とし、介護福祉士養成施設の専攻科福祉専攻の学級数は1学級とする。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(講師に関する経過規定)
第46条及び第48条の規定にかかわらず、現に講師の職務にある者が在職するまでの間、職としての講師を置くものとする。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。
2. 別府大学短期大学部地域総合科学科は、平成26年度より学生の募集を停止する。なお、平成26年度の収容定員については、学則第3条第1項の規定にかかわらず、80人とする。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表については、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表については、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。
2. 第42条（休学期間中の授業料等）並びに別表第1の「地域社会フィールドワーク演習」、「世界農業遺産体験学習」及び「大学史と別府大学」の科目の追加については、学則の施行日前に在籍する者にも適用する。
3. 別府大学短期大学部保育科は、平成29年度入学生から学生の募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、同科の平成29年度の収容定員については、学則第3条第1項の規定にかかわらず、60人とする。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、第41条、第44条及び

別表第1「数学基礎Ⅰ」「アルゴリズムとプログラミング」「統計学Ⅰ」「データサイエンス基礎」「データエンジニアリング基礎」「AI基礎」「AI・データサイエンス実践」については、令和5年4月1日に在籍する者に適用する。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (学則第23条第6項)

1. 教養科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
哲学入門		1	
心理学入門		1	
文学入門		1	
法学(日本国憲法)		2	
社会生活と経済		1	
生物学基礎		1	
物理学基礎		1	
数学基礎Ⅰ		1	
化学基礎		1	
地域社会論		2	
現代社会論		1	
進路指導Ⅰ		1	卒業要件単位数 ・食物栄養科 12単位以上 ・初等教育科 12単位以上
進路指導Ⅱ		1	
国際文化		2	
芸術		1	
英語コミュニケーションⅠ		1	
英語コミュニケーションⅡ		1	
中国語Ⅰ		1	
中国語Ⅱ		1	
韓国語Ⅰ		1	
韓国語Ⅱ		1	
健康科学概論		1	
フィットネス		1	
スポーツと健康		1	
体育実技Ⅰ		1	
体育実技Ⅱ		1	
情報リテラシー	1		
数理・データサイエンス入門	2		
統計学Ⅰ		1	
アルゴリズムとプログラミング		1	
データサイエンス基礎		1	
データエンジニアリング基礎		1	
AI基礎		1	
インターンシップ		1	
基礎演習	1		
地域社会フィールドワーク演習		1	
大学史と別府大学		1	
海外短期語学研修		1	
海外語学研修1		2	
海外語学研修2		2	
グローバルと文化		2	
災害支援と防災対策		2	

2. 専門科目
2. 専門科目
(1) 食物栄養科

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
社会生活と健康	社会福祉概論		2	卒業要件単位数 50 単位以上
	健康管理概論		1	
	公衆衛生学概論		2	
人体の構造と機能	解剖生理学		2	
	生化学		2	
	解剖生理・生化学実験		1	
	運動生理学		2	
	医学概論・臨床医学入門		2	
食品と衛生	食生活論	2	1	
	食品学			
	食品学実験		1	
	食の安全と鑑別		2	
	食品加工学		2	
	食品加工学実習		1	
	食品衛生学		2	
	食品衛生学実験		1	
栄養と健康	基礎栄養学	2		
	臨床栄養学総論	2		
	臨床栄養学各論		2	
	応用栄養学	2		
	臨床栄養学実習		1	
	応用栄養学実習		1	
栄養の指導	栄養教育論	2		
	栄養教育論実習		1	
	栄養カウンセリング論		2	
	栄養カウンセリング実習		1	
	公衆栄養学総論		2	
給食の運営	給食計画・実務論	2	2	
	給食経営管理実習Ⅰ		1	
	校外実習事前事後指導		1	
	給食経営管理実習Ⅱ		2	
	調理学			
	基礎調理		1	
	調理実習Ⅰ		1	
	調理実習Ⅱ		1	
関連科目	子どもの食と栄養		1	
	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネート論		2	
	フードマーケティング論		2	
	生活経営		1	
	被服学		1	
	住生活学		1	
	保育学		1	
	学校栄養指導論		2	
	AI・データサイエンス実践		2	
	ゼミナールⅠ		1	
	ゼミナールⅡ		1	

(2) 初等教育科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
国語（書写を含む）		2	卒業要件単位数 50 単位以上
社会		2	
算数		2	
理科		2	
生活		1	
家庭		1	
音楽		1	
図画工作		1	
体育		1	
外国語（英語）		2	
介護体験指導		1	
介護体験実習		1	
教職概論		2	
教育原理	2		
保育原理		2	
社会的養護Ⅰ		2	
社会福祉		2	
子育て支援		1	
子ども家庭福祉		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
発達心理学	2		
子どもの理解と支援の方法		1	
特別支援教育・保育Ⅰ		2	
子どもの保健		2	
子どもの健康と安全		1	
子どもの食と栄養Ⅰ		1	
子どもの食と栄養Ⅱ		1	
子ども家庭支援論		2	
教育課程論		2	
保育内容総論	1		
保育内容Ⅰ		2	
保育内容Ⅱ		2	
保育内容Ⅲ		2	
保育内容Ⅳ		2	
保育内容Ⅴ		2	
器楽Ⅰ		1	
器楽Ⅱ		1	
器楽Ⅲ		1	
保育方法研究Ⅰ		1	
保育方法研究Ⅱ		1	
保育方法研究Ⅲ		1	
保育方法研究Ⅳ		1	
保育方法研究Ⅴ		1	
保育方法研究Ⅵ		1	
保育方法研究Ⅶ		1	
幼児と表現		1	
幼児と環境		1	
幼児と健康		1	
幼児と言葉		1	
幼児と人間関係		1	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
特別支援教育・保育Ⅱ		2	
社会的養護Ⅱ		1	
子どもと絵本Ⅰ		2	
子どもと絵本Ⅱ		2	
国語科指導法		2	
社会科指導法		2	
算数科指導法		2	
理科指導法		2	
生活科指導法		2	
家庭科指導法		2	
音楽科指導法		2	
図画工作科指導法		2	
体育科指導法		2	
外国語（英語）科指導法		2	
道德教育指導法		1	
総合的な学習の時間および 特別活動指導法		2	
教育方法論		2	
教育とICT活用		1	
教育相談		2	
生徒指導論		2	
保育・教職実践演習（幼・小）		2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅰ（施設）		1	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育実習Ⅰ（保育所）		2	
保育実習Ⅰ（施設）		2	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅲ		2	
教育実習指導		1	
観察実習		1	
教育実習		3	
AI・データサイエンス実践		2	

別表第2(学則第24条第2項)
教職に関する科目(食物栄養科)

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教職概論		2	
教育学概論		2	
教育心理学		2	
教育制度論		2	
教育課程論		1	
家庭科教育法Ⅰ		2	
家庭科教育法Ⅱ		2	
道德教育の研究		1	
特別活動論		1	
教育方法論		1	
教育とICT活用		1	
生徒指導論		1	
教育相談論		2	
進路指導論		1	
実習指導		1	(事前・事後の指導を含む。)
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
教職実践演習(中学校)		2	
教職実践演習(栄養教諭)		2	
栄養教育実習指導		1	(事前・事後の指導を含む。)
栄養教育実習		1	
介護等体験実習指導		1	
介護等体験実習		1	

別表第 3（学則第55条）
専攻科初等教育専攻

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教科特講（国語Ⅰ）	2		修了要件単位数 5 2 単位以上
教科特講（国語Ⅱ）		2	
教科特講（算数Ⅰ）		2	
教科特講（算数Ⅱ）		2	
教科特講（理科）		2	
教科特講（社会）		2	
教科特講（外国語）		2	
子どもと環境		2	
子どもと表現		2	
教育職特論	2		
教育原論		2	
道徳教育原論		2	
特別支援教育総論	2		
教育行政学		2	
教育課程特論		2	
総合的な学習の時間および特別活動指導特論		2	
教育相談特講	2		
教育心理学特講		2	
生徒指導特論		2	
幼児理解の理論と方法		2	
心と健康		2	
人間関係論		2	
指導法特論(国語)		2	
指導法特論(社会)		2	
指導法特論(算数)		2	
指導法特論(理科)		2	
指導法特論(生活)		2	
指導法特論(家庭)		2	
指導法特論(体育)		2	
指導法特論（音楽）		2	
指導法特論（図画工作）		2	
指導法特論（外国語）		2	
幼児教育指導特論	2		
言葉と児童文化		2	
表現と鑑賞		2	
環境と自然		2	
実習指導（事前・事後の指導を含む）		1	
教育現場実習Ⅰ		2	
教育現場実習Ⅱ		2	
教育の方法と技術		2	
ICT活用の理論と方法		1	
教育評価・統計法		2	
介護等体験実習指導		1	
介護等体験実習		1	
教職実践演習（幼・小）		2	
修了論文	4		

別表第 4 (学則第 3 9 条) (円)

学年 \ 納入金	入学 検定料	入学金	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	教育研究料 (年額)
1 年次	30, 000	200, 000	590, 000	130, 000	初等教育科 100, 000 食物栄養科 120, 000
2 年次	——	——	590, 000	130, 000	同 上

別表第 5 (学則第 5 7 条)

専攻科福祉専攻 (円)

学年 \ 納入金	入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
1 年次	30, 000	220, 000	550, 000	60, 000

専攻科初等教育専攻 (円)

学年 \ 納入金	入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
1 年次	30, 000	220, 000	550, 000	60, 000
2 年次	——	——	550, 000	同 上

別表第 6 (学則第 5 9 条、第 6 0 条、第 6 1 条)

科目等履修生、特別聴講学生、研究生 (円)

区分 \ 納入金	入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
科目等履修生	30, 000	——	1 授業科目 20, 000	——
特別聴講学生	30, 000	——	6月 100, 000 1年 200, 000	——
研究生	30, 000	100, 000	200, 000	30, 000

別表第7（学則第3条、第51条）

食物栄養科	食物と栄養・健康における教育研究と人間教育を通じて、栄養学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
初等教育科	教育・保育における教育研究と人間教育を通じて、教育学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
専攻科 初等教育専攻	初等教育に関する専門的な教育研究と人間教育を通じて、教育理論に基づいた高度な知見と実践力により教育的課題の発見と解決に貢献できる人材を養成することを目的とする。

別府大学短期大学部学則の一部改正について

令和 7 年 6 月 2 5 日

別府大学短期大学部学則について、次のとおり一部改正を行う。

I 改正事由

- (1)別府大学短期大学部初等教育科の入学者数は、200 名の入学定員に対し昨年度 194 名、本年度 156 名と逡減している。今後、大分県の 18 歳人口が減少し、保育士・幼稚園教諭の社会的ニーズも縮小すると見込まれること、高校生の四大志向が強まりつつあることなどから、現在の入学定員を充足することが一層難しくなっていくと予想される。これらの状況を踏まえ、令和 8 年度から入学定員を 200 名から 180 名に改定することとしたい。

II 改正の内容

第 3 条に定める初等教育科の入学定員「200」を「180」に、収容定員「400」を「360」に変更する。

III 改正の時期

令和 8 年 4 月 1 日

IV 改正部分の新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）																		
第1条～第2条（略）	第1条～第2条（略）																		
第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。	第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。																		
<table><tr><th>学科及び専攻課程</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>食物栄養科</td><td>4 0</td><td>8 0</td></tr><tr><td>初等教育科</td><td><u>1 8 0</u></td><td><u>3 6 0</u></td></tr></table>	学科及び専攻課程	入学定員	収容定員	食物栄養科	4 0	8 0	初等教育科	<u>1 8 0</u>	<u>3 6 0</u>	<table><tr><th>学科及び専攻課程</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>食物栄養科</td><td>4 0</td><td>8 0</td></tr><tr><td>初等教育科</td><td><u>2 0 0</u></td><td><u>4 0 0</u></td></tr></table>	学科及び専攻課程	入学定員	収容定員	食物栄養科	4 0	8 0	初等教育科	<u>2 0 0</u>	<u>4 0 0</u>
学科及び専攻課程	入学定員	収容定員																	
食物栄養科	4 0	8 0																	
初等教育科	<u>1 8 0</u>	<u>3 6 0</u>																	
学科及び専攻課程	入学定員	収容定員																	
食物栄養科	4 0	8 0																	
初等教育科	<u>2 0 0</u>	<u>4 0 0</u>																	
2 それぞれの科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第7のとおりで定める。	2 それぞれの科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第7のとおりで定める。																		
第4条～第70条（略）	第4条～第70条（略）																		
附 則	【追加】																		
<u>1. この学則は、令和8年4月1日から施行する。</u>																			

令和 7 年度

第 2 回 理 事 会 決 議 録

令 和 7 年6月25日（水）
別府大学本館5階511会議室

学校法人 別 府 大 学

令和7年度 第2回理事会決議録

一、日 時 令和7年6月25日（水）15時55分～16時05分

一、場 所 別府大学本館 5階 511会議室

一、理事現在数 9名（理事定数9名以上11名以内、旧寄附行為第5条第1項第1号）

一、出席理事 9名 二宮滋夫、西村靖史、友永植、岩武茂代、盛本功爾郎、宇野世史也、福島知克、戸高有基、菊口邦弘

一、欠席理事 なし

一、出席監事 2名 此本英一郎、小野秀幸

一、欠席監事 なし

一、議 事

（1）議案審議事項

第1号議案 人事について

・令和7年6月定時評議員会終結時を始期とする理事の選任について

第2号議案 別府大学学則の一部改正について（定員変更）

第3号議案 別府大学短期大学部学則の一部改正について（定員変更）

（2）その他

15時55分、事務局から寄附行為第19条第1項に規定する会議成立に必要な過半数の理事の出席について確認した。

一、理事長挨拶

二宮理事長から挨拶があった。議事録作成係について、議長から簗田総務部長、大町財務部長に議事録作成の委嘱があった。

議事録署名人は、議長、盛本理事、宇野理事、此本監事及び小野監事が行うことを確認し、議案の審議に入った。

(1) 議案審議事項

第1号議案 人事について

(略)

第2号議案 別府大学学則の一部改正について

議長から、別府大学学則について、次のとおり一部改正を行いたい旨の説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

I 改正事由

別府大学食物栄養科学部発酵食品学科は入学定員の未充足が長年続いており、特に昨年度は50名の入学定員に対し22名、本年度は20名と入学者数の減少傾向が顕著となった。これまで高校への出前授業や魅力を伝える学科パンフレットの作成など、入学者確保に向けた取り組みを講じてきたが、現時点では十分な成果に結びついていない。今後も少子化が進行し、進学対象者の減少が一層深刻化することが予測される中、発酵食品学科の教育の質を維持しつつ、収容定員の適正化を図るため、令和8年度から発酵食品学科の入学定員を50名から40名に改定することとしたい。

II 改正の内容

第4条に定める発酵食品学科の入学定員「50」を「40」に、収容定員「200」を「160」に変更する。

III 改正の時期

令和8年4月1日

第3号議案 別府大学短期大学部学則の一部改正について

議長から、別府大学学則短期大学部学則について、一部改正を行いたい旨の説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

I 改正事由

- (1) 別府大学短期大学部初等教育科の入学者数は、200名の入学定員に対し昨年度194名、本年度156名と逡減している。今後、大分県の18歳人口が減少し、保育士・幼稚園教諭の社会的ニーズも縮小すると見込まれること、高校生の四大志向が強まりつつあることなどから、現在の入学定員を充足することが一層難しくなっていくと予想される。これらの状況を踏まえ、令和8年度から入学定員を200名から180名に改定することとしたい。
- (2) 専攻科初等教育専攻は、入学定員15名に対し、入学者数が昨年度17名、本年度22名と増加している。加えて、本年度実施の大分県公立学校教員採用選考試験から採用時期延期の対象が拡大され、これまでの大学院進学者に加えて短期大学専攻科への進学者も採用時期が延期されることとなり、専攻科の志望者の増加が見込まれる。これらの状況を踏まえ、令和8年度から入学定員を15名から20名に改定することとしたい。

II 改正の内容

第3条に定める初等教育科の入学定員「200」を「180」に、収容定員「400」を「360」に変更し、第52条に定める専攻科初等教育専攻の入学定員「15」を「20」に変更する。

III 改正の時期

令和8年4月1日

(2) その他

議長から、その他の意見を求めたが、特に質問及び意見等はなかったので、議長はすべての議事を終了することを告げ、16時05分に散会した。

令和7年6月25日

議事録作成者

法人事務局総務部長 簗田祐二

法人事務局財務部長 大町玲子

令和7年6月25日

署名人

理事長（二宮 滋 夫） 二宮 滋 夫

理 事（盛 本 功爾郎） 盛 本 功 爾 郎

理 事（宇 野 世史也） 宇 野 世 史 也

監 事（此 本 英一郎） 此 本 英 一 郎

監 事（小 野 秀 幸） 小 野 秀 幸

令和 7 年度

第 2 回 評 議 員 会 決 議 録

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）
別府大学本館 5 階 5 2 0 会議室

学校法人 別 府 大 学

令和7年度 第2回評議員会決議録

一、日 時 令和7年6月25日（水）15時30分～15時50分

一、場 所 別府大学本館 5階 520会議室

一、評議員現在数 22名（評議員定数19名以上23名以内、旧寄附行為第19条第2項）

一、出席評議員 22名 二宮滋夫、溝部芳明、盛本功爾郎、後藤善友、宇野世史也、
安倍武司、西貴之、立松洋子、友永植、西村靖史、木村靖浩、
高木正史、岩武茂代、米持武彦、佐藤貴司、小河正二、小林育子、
酒井恵利子、福島知克、戸高有基、菊口邦弘

一、欠席評議員 なし

一、出席監事 2名 此本英一郎、小野秀幸

一、欠席監事 なし

一、議 事

（1）議案審議事項

第1号議案 人事について

・令和7年6月定時評議員会終結時を始期とする理事の
選任案に対する意見について

第2号議案 別府大学学則の一部改正について（定員変更）

第3号議案 別府大学短期大学部学則の一部改正について（定員変更）

（2）その他

15時30分、事務局から寄附行為第45条第1項に規定する会議成立に必要な過半数の評議員の出席について確認した。続いて、監事による本評議員会の議案審議事項の調査の結果、特段の意見はなかったことが報告された。

一、理事長挨拶

二宮理事長から挨拶があった。

一、議長選出

寄附行為第44条の規定に基づき、全員一致で二宮滋夫理事長を議長に選出した。

議長は、議事録作成係を法人事務局簗田総務部長及び大町財務部長に委嘱した。

議事録署名人を議長、盛本評議員、宇野評議員、此本監事及び小野監事が行うことを確認し、議案の審議に入った。

(1) 議案審議事項

第1号議案 人事について

(略)

第2号議案 別府大学学則の一部改正について

議長から、別府大学学則について、次のとおり一部改正を行いたい旨の説明があり、理事会に先立って意見聴取した結果、特段の意見なく承認された。

I 改正事由

別府大学食物栄養科学部発酵食品学科は入学定員の未充足が長年続いており、特に昨年度は50名の入学定員に対し22名、本年度は20名と入学者数の減少傾向が顕著となった。これまで高校への出前授業や魅力を伝える学科パンフレットの作成など、入学者確保に向けた取り組みを講じてきたが、現時点では十分な成果に結びついていない。今後も少子化が進行し、進学対象者の減少が一層深刻化することが予測される中、発酵食品学科の教育の質を維持しつつ、収容定員の適正化を図るため、令和8年度から発酵食品学科の入学定員を50名から40名に改定することとしたい。

II 改正の内容

第4条に定める発酵食品学科の入学定員「50」を「40」に、収容定員「200」を「160」に変更する。

III 改正の時期

令和8年4月1日

第3号議案 別府大学短期大学部学則の一部改正について

議長から、別府大学学則短期大学部学則について、次のとおり一部改正を行いたい旨の説明があり、理事会に先立って意見聴取した結果、特段の意見なく承認された。

I 改正事由

- (1) 別府大学短期大学部初等教育科の入学者数は、200名の入学定員に対し昨年度194名、本年度156名と逡減している。今後、大分県の18歳人口が減少し、保育士・幼稚園教諭の社会的ニーズも縮小すると見込まれること、高校生の四大志向が強まりつつあることなどから、現在の入学定員を充足することが一層難しくなっていくと予想される。これらの状況を踏まえ、令和8年度から入学定員を200名から180名に改定することとしたい。
- (2) 専攻科初等教育専攻は、入学定員15名に対し、入学者数が昨年度17名、本年度22名と増加している。加えて、本年度実施の大分県公立学校教員採用選考試験から採用時期延期の対象が拡大され、これまでの大学院進学者に加えて短期大学専攻科への進学者も採用時期が延期されることとなり、専攻科の志望者の増加が見込まれる。これらの状況を踏まえ、令和8年度から入学定員を15名から20名に改定することとしたい。

II 改正の内容

第3条に定める初等教育科の入学定員「200」を「180」に、収容定員「400」を「360」に変更し、第52条に定める専攻科初等教育専攻の入学定員「15」を「20」に変更する。

III 改正の時期

令和8年4月1日

(2) その他

議長から、その他の意見を求めたが、特に質問及び意見等はなかったので、議長はすべての議事を終了することを告げ、15時50分に散会した。

令和7年6月25日

議事録作成者

法人事務局総務部長 簗田祐二

法人事務局財務部長 大町玲子

令和7年6月25日

署名人

議長（二宮 滋夫） 二宮 滋夫

評議員（盛本 功爾郎） 盛本 功爾郎

評議員（宇野 世史也） 宇野 世史也

監事（此本 英一郎） 此本 英一郎

監事（小野 秀幸） 小野 秀幸

令和7年度 7 月 短期大学部定例教授会 議事録

日時 令和 7 年 7 月 16 日(水)

15 時～15 時 50 分

場所 1 号館 21、22 教室

議長 友永 植(短大学長)

書記 仲摩 有紗(教務課員)

基礎定員(37 名) 出席(35 名) 欠席(2 名)

(協議事項)

1.規則等の改廃について

(1)学則の一部改正について

友永学長から別紙1-1に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

【理由】近年の受験者の動向と、大分県の 18 歳人口の減少に伴う保育士・幼稚園の社会的ニーズも縮小や、高校生の四大志向が高まりつつあることなどを勘案して、初等教育科の入学定員を現行の 200 人から 180 人に削減する。この入学定員の変更に伴い、令和8年4月から学則の変更を行う。また、入学定員の変更に伴う収容定員の変更は、学則改正案に記載のとおりであり、初等教育科の収容定員は現行の 400 人から 360 人になる。

(2)キャリア支援センター運営委員会規程の制定について

(略)

2.株式会社西石油グループとの包括連携協定書及び教育活動に関する覚書の締結について

(略)

(連絡・報告事項)

(略)

令和 7 年 7 月 16 日

署名人

学 長(友永 植)

友永 植 

署名委員(藤田 光子)

藤田 光子 

署名委員(古川 元視)

古川 元視 

学則の変更の趣旨等を記載した書類
(別府大学短期大学部初等教育科)

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

令和 8 年度から初等教育科の入学定員を 200 名から 180 名に、収容定員を 400 名から 360 名に改定する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

初等教育科の入学者数は、200 名の入学定員に対し昨年度 194 名、本年度 156 名と通減している。今後、大分県の 18 歳人口が減少し、保育士・幼稚園教諭の社会的ニーズも縮小すると見込まれること、高校生の四大志向が強まりつつあることなどから、現在の入学定員を充足することが一層難しくなっていくと予想される。これらの状況を踏まえ、収容定員の適正化を図る必要があるため。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

特に変更なし

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

特に変更なし

(ウ) 教員組織の変更内容

特に変更なし

(エ) 大学全体や収容定員を増加する学科等で使用する施設・設備の変更内容

該当なし

エ 2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし

オ 大学設置基準第 25 条の 4 の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

該当なし

カ 教育課程等の特例制度の認定を受けた大学

該当なし

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

別府大学短期大学部初等教育科は、令和 8 年度入学生より入学定員及び収容定員を次の通りとする。

学科	現行		変更後		差	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
初等教育科	200	400	180	360	△20	△40
合計	240	480	220	440	△20	△40

② 収容定員を変更する組織の特色

初等教育科は「教育・保育における教育研究と人間教育を通じて、教育学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成すること」(別府大学短期大学部における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)を目的として、小学校教員養成、幼稚園教員養成、保育士養成に取り組んでいる。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

小学校教員については全国的に不足しており社会的ニーズは高くなっている。文

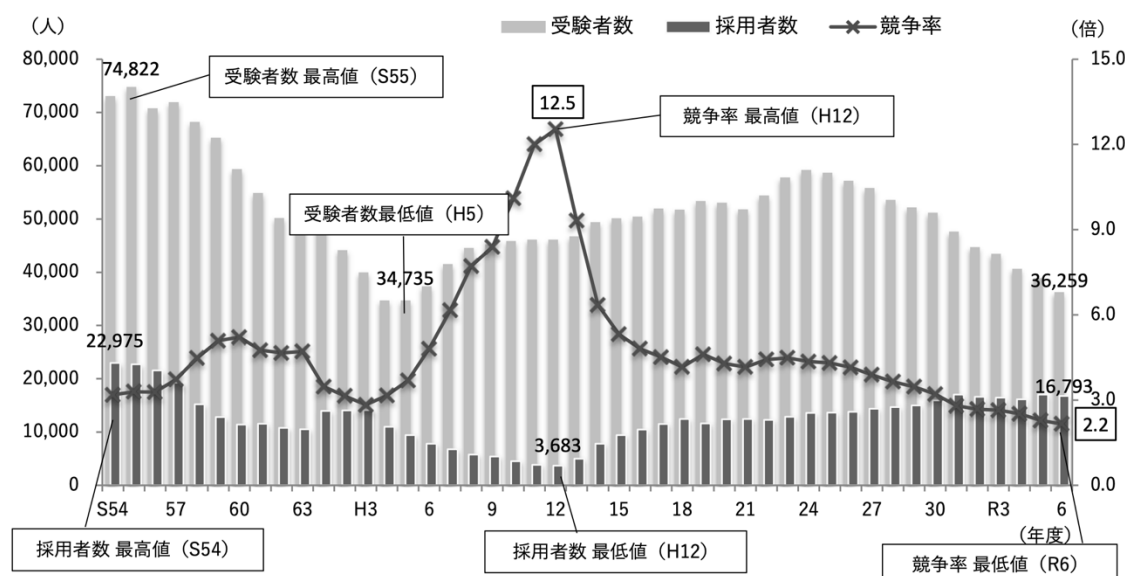


図 1 小学校 受験者数・採用者数・競争率の推移 (文部科学省)

部科学省による「令和 6 年度 (令和 5 年度実施) 公立学校教員採用選考試験の実施

状況について（令和 6 年 12 月 26 日公表）」によると、令和 6 年の全国の平均競争率（採用倍率）は 2.2 倍と過去最低となり、採用者数の増加に対して受験者数を確保できていない状況である（図 1）。大分県においても令和 4 年から 6 年までの競争率（採用倍率）は 1.2 倍→1.5 倍→1.3 倍と低い水準で推移している。

保育士についても社会的ニーズに対して人材供給が不足している。少子化が進む一方で、女性の就業率の上昇や、保育士の配置基準の改正により、保育士の需要は今後も高い水準で推移することが見込まれる。こども家庭庁による「保育所等関連状況取りまとめ（令和 6 年 4 月 1 日）」によると、保育所・認定こども園等の数は増加を続け、利用児童数は令和 3 年度の 2,742,071 人がピークになっているが、令和 6 年度でも 約 270 万人が利用している（図 2）。

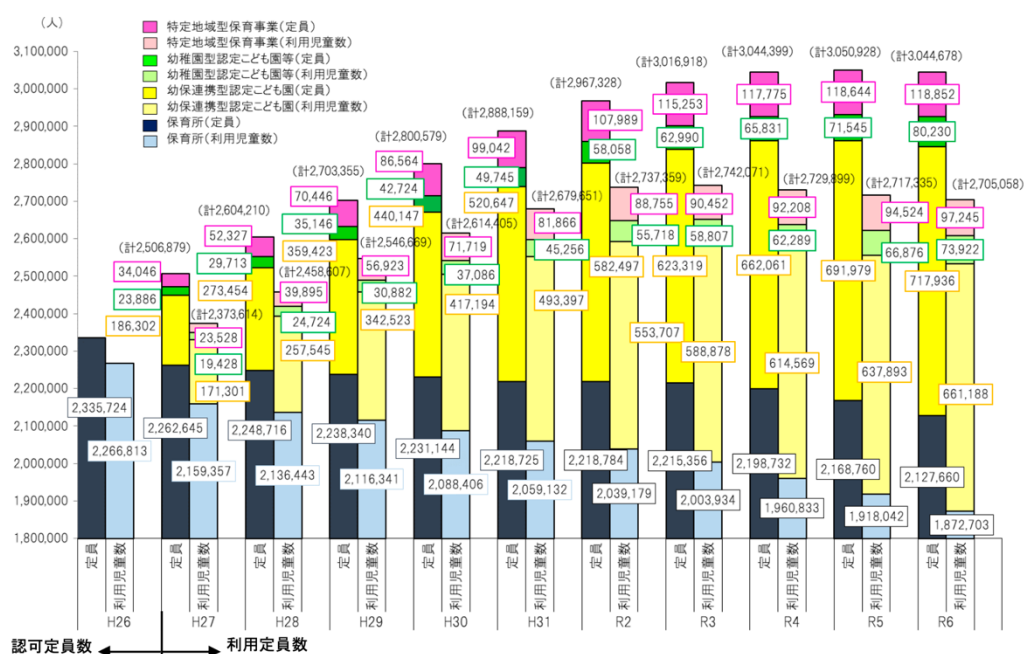


図 2 保育所等定員数及び利用児童数の推移（こども家庭庁）

このような保育ニーズを反映して、保育士の有効求人倍率も令和 7 年 1 月の時点で 3.78 倍となっており、同時期の全職種平均の 1.34 倍と比較して高い水準となっている。大分県においても令和 6 年 1 月に 2.37 倍、令和 7 年 1 月に 3.37 倍と、全国平均と比べるとやや低い保育士の需要が高い状態である。

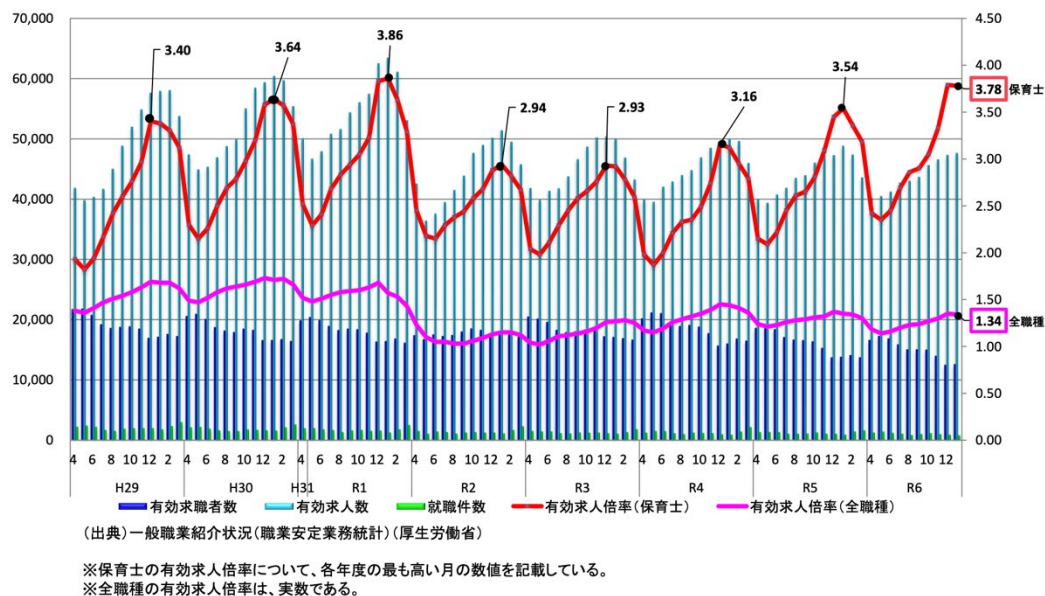


図 3 保育士の有効求人倍率の推移(全国)(こども家庭庁)

② 中長期的な 18 歳人口入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

18 歳人口は、ピークであった昭和 41 年には、約 249 万人であったが、令和 5 年には 110 万人にまで減少。令和 23 年には 80 万人を切ることが予測されている(図 4)。

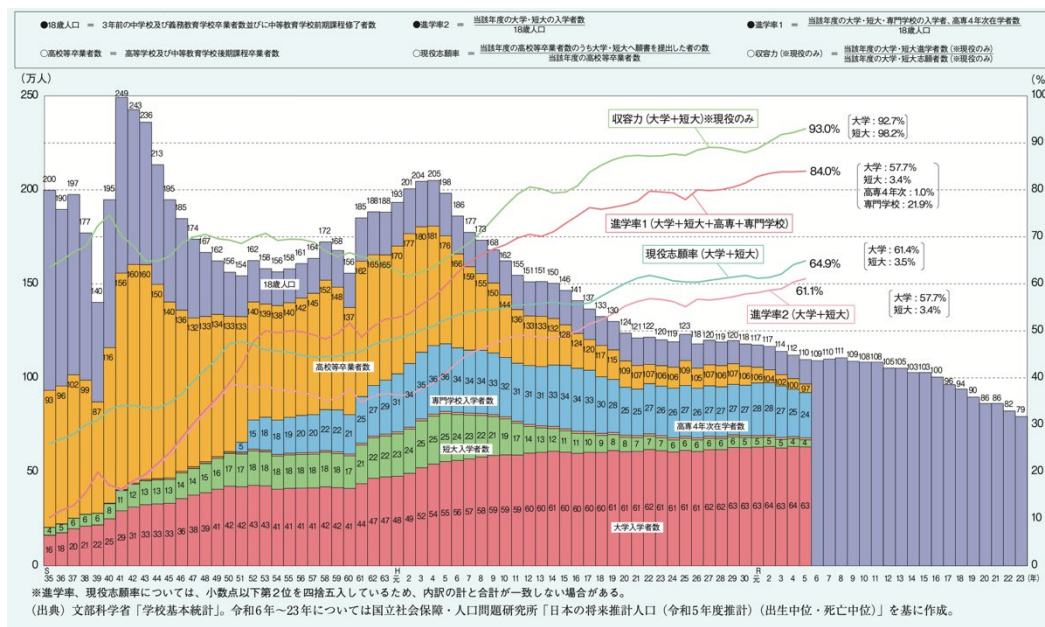


図 4 18 歳人口と高等教育機関への進学率等の推移(令和 5 年度文部科学白書)

大分県年齢別人口に基づき、今後 10 年間の大分県 18 歳人口の推移を予測する

と、令和 15 年には約 1000 人（10%）が減少する（図 5）。

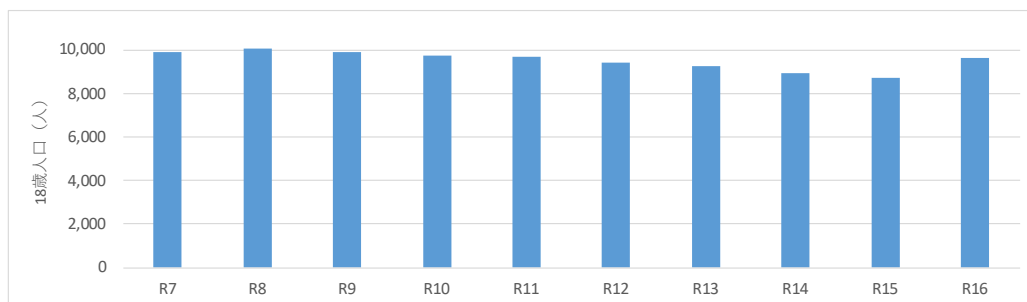


図 5 大分県 18 歳人口の推移予測（「大分県年齢別人口」より作成）

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

別府大学短期大学部初等教育科の入学者は 91%が大分県内の高校出身者である。主な近隣県からの入学者は、熊本県（1.9%）、愛媛県（1.9%）、宮崎県（1.3%）、鹿児島県（1.3%）となっている（表 1）。このような状況から初等教育科の入学者は、今後も大分県出身者が多数を占めると見込まれる。

表 1 2025 年度 初等教育科の出身高校所在地都道府県別の入学者数

大分県	熊本県	愛媛県	宮崎県	鹿児島県	その他
142 人	3 人	3 人	2 人	2 人	4 人
91.0%	1.9%	1.9%	1.3%	1.3%	2.6%

④ 既設組織の定員充足の状況

別府大学短期大学部には、初等教育科以外に、食物栄養科がある。食物栄養科の入学定員の充足状況は表 2 の通りである。令和 7 年度から入学定員を 50 名から 40 名に変更している。直近 5 年の入学定員充足率の平均は 90%を超えている。

令和 7 年度からは食物栄養科のホームページを刷新するとともに、新たに開設したゼミナール形式の授業をコアにすることで学生の関心・進路に応じた履修モデルを展開することとしており、これらの魅力を広報することで定員の充足を図っていく。

表 2 食物栄養科の入学者数の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
入学定員	50	50	50	50	40
入学者数	42	59	41	39	36
入学定員充足率	84%	118%	82%	78%	90%

（3） 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア. 既設組織における取組とその目標

別府大学短期大学部が学生募集のために特に重視して取り組んでいる活動はオープンキャンパスと高校訪問である。オープンキャンパスは年3回（5月、7月、8月）実施している。過去3年間のオープンキャンパス参加者は次のとおりである（表3）。令和6年度は高校生の参加者が減少したが、保護者を中心とする同伴者の出席者数は増加していることから、高い関心を集めていると考えている。オープンキャンパスを開催する毎に、開催内容や参加者数の結果を募集戦略会議において分析し、次の開催に向けた改善と対策をおこなっている。

表3 オープンキャンパス参加者数推移（全学）

	令和4年	令和5年	令和6年
高校生	434人	443人	405人
同伴者	197人	223人	255人

高校訪問については、大分県内の55校の高等学校毎に年間5回以上を実施している。特にオープンキャンパス参加者がいる学校については、学校長や進路主任に対して本学の教育・研究内容の特色や就職実績などを詳しく説明するとともに、本学に対する要望等をヒアリングすることで、高校における進路指導に有益な情報の提供に努めている。

オープンキャンパスと高校訪問以外では、令和6年度に県内4高等学校と新たに連携協定を結び、主に高等学校の探究学習を大学・短大が支援する体制が整備された。令和7年以降はこの連携協定により本学と高等学校の協力が本格化する予定である。

以上のような県内高等学校との緊密な関係構築による情報提供体制と、これから発展が期待される高等学校との連携事業により、入学定員充足率や収容定員充足率を高めることが期待できる。

イ. 収容定員を変更する組織における取組とその目標

初等教育科の過去3年間のオープンキャンパス参加者数は表4のとおりである。令和6年度はやや参加者数が減少しており、これまで以上にPR等に努力する必要がある。

表4 オープンキャンパス参加者数推移（初等教育科）

	令和4年	令和5年	令和6年
高校生	338人	347人	318人
同伴者	148人	194人	210人

PR活動を推進するため、令和7年4月からは大学ホームページが全面リニューアルされた。新しいデザインとなったホームページに、初等教育科の教育・研究活

動や、行事やイベント情報などの情報発信を積極的におこなう。特に高校生が参加可能なイベント等を企画し情報発信することで、県内の高校生にむけた宣伝・広報を強化する。また、SNS（Facebook, Instagram 等）による情報発信も強化する予定である。

また、近年は公立小学校教員採用試験での実績が向上しており、令和 4 年度は 12 人、令和 5 年度 21 人、令和 6 年度 16 人が合格している。この実績により、初等教育科における小学校教諭二種免許状の取得者も増加傾向である（令和 4 年 4 名、令和 5 年 61 人、令和 6 年 56 人）。さらに、令和 7 年度の大分県公立学校教員採用選考試験から採用時期延期の対象が拡大され、これまでの大学院進学者に加えて短期大学の専攻科への進学者も採用時期が延期されることとなり、本学の専攻科初等教育専攻への進学メリットが向上したことから、初等教育科の志望者の増加が期待できる。

ウ．当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

本学初等教育科の入学者数の推移は表 5 のとおりである。令和 7 年度入学定員充足率は 78%となったが、オープンキャンパスや高校訪問、ホームページや SNS による情報発信といった募集活動の強化を計画していること、競合校には無い小学校教員養成課程があること、進学先として専攻科初等教育専攻（小幼一種教員養成課程）を併設しており、小学校教員希望者が増加傾向であることなどから、180 人に定員変更後は 180 名の入学者数を見込んでいる。

表 5 初等教育科の入学者数の推移

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	5 ヶ年平均
入学定員	200	200	200	200	200	200
入学者数	196	213	202	198	156	193
入学定員充足率	98%	107%	101%	99%	78%	97%

② 競合校の状況分析

ア．競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

大分県内の私立短期大学のうち学問分野の類似性から以下の競合校を選定した。

大学名	学科名	入学 定員	R7 入学者	初年度 納入金	取得可能資格
-----	-----	----------	-----------	------------	--------

別府大学 短期大学部 (別府市)	初等教育科	200	156	105 万円	小学校教諭二種免、幼稚園教諭二種免、保育士、認定絵本士
別府溝部 短期大学 (別府市)	幼児教育学 科	50	48	108 万円	幼稚園教諭二種免、保育士、ピアヘルパー、准学校心理士、上級救命講習修了証、こども食物アレルギー実務課程修了証、こども音楽療育士
東九州 短期大学 (中津市)	幼児教育学 科	40		115 万円	幼稚園教諭二種免、保育士、保健児童ソーシャルワーカー、おもちゃインストラクター

県内では小学校教員養成課程を設置している競合校は存在していない。さらに、短期大学卒業後に進学できる専攻科を設置している競合校も存在していない。これらの点において本学初等教育科には優位性がある。

イ. 競合校の入学志願動向等

競合校の入学者数の動向は表 6 のとおりである。本学と同市内にある別府溝部短期大学は令和 7 年度に定員変更を実施することで入学定員充足率 96%を実現している。

表 6 競合校の入学者数の推移

短大	学科	定員/入学	R5	R6	R7
別府溝部短期大学(別府市)	幼児教育学科	入学定員	70	70	50
		入学者数	36	31	48
東九州短期大学(中津市)	幼児教育学科	入学定員	40	40	40
		入学者数	38	22	29

ウ. 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

本学初等教育科には競合校には無い強みとして、小学校教員養成課程がある。教育現場において幼保小連携の必要性が高まる中で、本学初等教育科の教育課程や教育・研究活動はさらに重要になり、高校生の進学先としての魅力も高まると期待される。また近年、初等教育科からの公立小学校採用試験合格者が増加し、その実績が県内で評価されることで、小学校免許取得を希望する入学者も増えてい

る。また、本学では初等教育科卒業後の進学先として専攻科初等教育専攻（大学改革支援・学位授与機構特例適用専攻科、小幼一種免教員養成課程）を設置しており、県内で小学校教員取得を希望する高校生の進学先として評価されている。これらの本学の優位性について PR 活動を推進することで、180 名の入学定員を充足できていると考えている。

エ. 学生納付金等の金額設定の理由

本学科の学生納付金は、昨今の光熱費、諸物価の高騰により継続した教育の質の提供、収支バランスを十分考慮した上で、以下のとおり設定し、令和 8 年度入学生より適用する。

入学金	200,000
授業料等	920,000
初年次納入金	1,120,000
2 年間納入金合計	2,040,000

③ 先行事例分析

既設組織を廃止して新設組織を設置する場合ではないため、該当なし。

④ 学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更の届出であるため、アンケートは実施していない。

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等

収容定員に係る学則変更の届出であるため、アンケートは実施していない。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

これまで述べてきたように、保育系の志願者、短期大学の志願者の減少等を踏まえると、入学定員・収容定員を削減しなければ、定員充足は困難である。初等教育科はこの 3 年間の入学者数を踏まえて 180 人とする。この入学定員・収容定員の変更によって、定員充足率 100%の実現を図る。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 〈就任（予定）年月〉	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現職 （就任年月日）
一	学長	トモナガ ショク 友永 植 〈令和5年4月〉		文学修士		別府大学短期大学部 学長 （令和5年4月～令和8年3月）